

○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）（第一条関係）	1
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）（第二条関係）	9
○核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）（第三条関係）	22
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）（第四条関係）	28
○国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）（第五条関係）	42
○核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）（第六条関係）	46
○核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）（第七条関係）	57
○使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）（第八条関係）	61
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）（第九条関係）	74
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）（第十条関係）	75
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）（第十一条関係）	78
○船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）（第十二条関係）	98
○試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）（第十三条関係）	108
○加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）（第十四条関係）	109
○試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）（第十五条関係）	111
○再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）（第十六条関係）	113
○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）（第十七条関係）	115
○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）（第十八条関係）	127
○特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）（第十九条関係）	139
○研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）（第二十条関係）	141
○加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十三号）（第	

二十一条関係) 156

○特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則(平成十二年総理府令第二百二十四号)(第二十二条関係) 157

○核燃料物質の受託貯蔵に関する規則(平成十二年総理府令第二百二十五号)(第二十三条関係) 158

○使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第一百十二号)(第二十四条関係) 161

○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成十二年通商産業省令第一百十三号)(第二十五条関係) 175

○登録認証機関等に関する規則(平成十七年文部科学省令第三十七号)(第二十六条関係) 177

○試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成十七年文部科学省令第四十九号)(第二十七条関係) 179

○製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成十七年経済産業省令第一百十二号)(第二十八条関係) 182

○核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号)(第二十九条関係) 183

○放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令(平成二十一年文部科学省令第十二号)(第三十条関係) 198

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号)(第三十一条関係) 199

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二号)(第三十二条関係) 207

○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第五号)(第三十三条関係) 216

○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号)(第三十四条関係) 217

○実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第八号)(第三十五条関係) 222

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第九号)(第三十六条関係) 224

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号)(第三十七条関係) 226

○研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則 226

○加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号）（第三十九条関係）	232
○加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十八号）（第四十条関係）	233
○加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十九号）（第四十一条関係）	235
○試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）（第四十二条関係）	236
○試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十二号）（第四十三条関係）	237
○試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号）（第四十四条関係）	239
○使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号）（第四十五条関係）	241
○使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十五号）（第四十六条関係）	242
○使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十六号）（第四十七条関係）	244
○再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）（第四十八条関係）	245
○再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十八号）（第四十九条関係）	246
○再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）（第五十条関係）	248
○特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十二号）（第五十一条関係）	250
○特定廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十三号）（第五十二条関係）	252
○使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号）（第五十三条関係）	254

○ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）（第一条関係）

改正案		現行	
<p>（指定の取消し） 第五条（略）</p> <p>（記録） 第六条 法第十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p>		<p>（指定の取消し） 第五条（略）</p> <p>（記録） 第六条 法第十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p>	
<p>一（略） 二 放射線管理記録 イ ホ（略） ヘ 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 ト 廃滓堆積場に堆積し、廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその堆積又は廃棄の日時、場所及</p>	<p>（略） （略） 運搬の都度 （略） 堆積又は廃棄の都度 （略）</p>	<p>（略） （略） 運搬のつど （略） 堆積又は廃棄のつど （略）</p>	<p>（略） （略） （略） （略）</p>

三 保守記録 イ (略) ロ 保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の検査の結果及びその担当者 ハ 保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の修理の状況及びその担当者 者の氏名 四 製錬施設の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の時に ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 ハ 事故の原因 ニ 事故後の処置 五 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名 六 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる製錬施設の設備の名称	封入又は固型化の都度 (略) 検査の都度 (略) 修理の都度 (略) その都度 (略) その都度 (略) その都度 (略) 策定の都度 (略) 実施の都度 (略) 実施の都度 (略) 第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度 (略)
--	---

三 保守記録 イ (略) ロ 保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の検査の結果及びその担当者 ハ 保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の修理の状況及びその担当者 者の氏名 四 製錬施設の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の時に ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 ハ 事故の原因 ニ 事故後の処置 五 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名 六 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる製錬施設の設備の名称	封入又は固型化のつど (略) 検査のつど (略) 修理のつど (略) そのつど (略) そのつど (略) そのつど (略) 策定のつど (略) 実施のつど (略) 実施のつど (略) 第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了のつど (略)
--	---

七	第六条の二に規定する防護措置の記録		
イ	(略)	(略)	(略)
ロ	第六条の二第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	発行の都度	(略)
ハ	第六条の二第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	点検の都度又は毎日一回	(略)
ニ	(略)	(略)	(略)
ホ	特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名	点検の都度	(略)
ヘ	防護のために必要な設備及び装置の点検並びに保守の状況並びにその担当者の氏名	点検又は保守の都度	(略)
ト	防護のために必要な教育及び訓練の実施状況	教育又は訓練の都度	(略)
チ	特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況	指定の都度	(略)

七	第六条の二に規定する防護措置の記録		
イ	(略)	(略)	(略)
ロ	第六条の二第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	発行のつど	(略)
ハ	第六条の二第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	点検のつど又は毎日一回	(略)
ニ	(略)	(略)	(略)
ホ	特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名	点検のつど	(略)
ヘ	防護のために必要な設備及び装置の点検並びに保守の状況並びにその担当者の氏名	点検又は保守のつど	(略)
ト	防護のために必要な教育及び訓練の実施状況	教育又は訓練のつど	(略)
チ	特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況	指定のつど	(略)

リ 防護措置の評価及び改善の実施状況 八 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録	評価又は改善の 都度	(略)
イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録	調査の 都度	(略)
(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果	調査の 都度	(略)
(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	その 都度	(略)
(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果	その 都度	(略)
(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果	選択の 都度	(略)
(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果	評価の 都度	(略)
(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	評価の 都度	(略)

リ 防護措置の評価及び改善の実施状況 八 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録	評価又は改善の つど	(略)
イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録	調査の つど	(略)
(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果	調査の つど	(略)
(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	その つど	(略)
(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果	その つど	(略)
(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果	選択の つど	(略)
(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果	評価の つど	(略)
(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	評価の つど	(略)

<p>ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</p> <p>(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件</p> <p>(2) 放射能濃度の測定結果</p> <p>(3) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の決定を行った結果</p> <p>(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果</p> <p>(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目</p> <p>ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録</p>	<p>測定又は評価の 都度</p>	<p>(略)</p>
	<p>測定又は評価の 都度</p>	<p>(略)</p>
<p>2 2 7 (略)</p>	<p>その都度</p>	<p>(略)</p>
<p>その都度</p>	<p>(略)</p>	
<p>(防護措置)</p> <p>第六条の二 法第十一条の二第一項の規定により、製錬事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。</p>		
<p>一 六 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>七・八 (略)</p> <p>九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</p> <p>(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件</p> <p>(2) 放射能濃度の測定結果</p> <p>(3) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の決定を行った結果</p> <p>(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果</p> <p>(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目</p> <p>ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録</p>	<p>測定又は評価の つど</p>	<p>(略)</p>
	<p>測定又は評価の つど</p>	<p>(略)</p>
<p>2 2 7 (略)</p>	<p>そのつど</p>	<p>(略)</p>
<p>そのつど</p>	<p>(略)</p>	
<p>(防護措置)</p> <p>第六条の二 法第十一条の二第一項の規定により、製錬事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。</p>		
<p>一 六 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>七・八 (略)</p> <p>九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

一十・十一 (略)
2 4 (略)

第七條 (保安規定)
(略)

2 第十二條の六第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、第十二條第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 4 (略)
一 十四 (略)

(廃止措置計画の認可の申請)

第七條の五の三 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本及び写し各一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第七條の五の四 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本及び写し各一通とする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第七條の五の七 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本及び写し各一通とする。

(国際規制物資の使用の届出)

第七條の六 製錬事業者は、国際規制物資を製錬の事業の用に供し

一十・十一 (略)
2 4 (略)

第七條 (保安規定)
(略)

2 第十二條の六第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、第十二條第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 4 (略)
一 十四 (略)

(廃止措置計画の認可の申請)

第七條の五の三 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第七條の五の四 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第七條の五の七 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(国際規制物資の使用の届出)

第七條の六 製錬事業者は、国際規制物資を製錬の事業の用に供し

ようとするときは、法第六十一条の三第四項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一、四 (略)

2・3 (略)

(事故故障等の報告)

第七条の七 法第六十二条の三の規定により、製錬事業者(旧製錬事業者等を含む。次条及び第十二条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一、五 (略)

(危険時の措置)

第八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

一 製錬施設に火災が起り、又はこれらの施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三 (略)

四 汚染が生じた場合には、速やかにその広がり
の防止及び除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

ようとするときは、法第六十一条の三第四項の規定により、そのつど、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一、四 (略)

2・3 (略)

(事故故障等の報告)

第七条の七 法第六十二条の三の規定により、製錬事業者(旧製錬事業者等を含む。以下次条及び第十二条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一、五 (略)

(危険時の措置)

第八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

一 製錬施設に火災が起り、又はこれらの施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわ張り標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三 (略)

四 汚染が生じた場合には、すみやかにそのひろがり
の防止及び除去を行なうこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 (略)

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)
第十七条 第十四条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X
六二二一又は X 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事
項を記載した書面を貼り付けなければならない。
一・二 (略)

様式第 1 (第12条関係)
年度 期放射線管理報告書
(略)

六 (略)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)
第十七条 第十四条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X
六二二一又は X 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事
項を記載した書面をはり付けなければならない。
一・二 (略)

様式第 1 (第12条関係)
平成 年度 期放射線管理報告書
(略)

改正案	現行
<p>（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）</p> <p>第一条の三 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 耐津波構造（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）次項第十号において「設置許可基準規則」という。）第五条に規定する津波に対して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）</p> <p>(3)（略）</p> <p>ハ又（略）</p> <p>三又（略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限るものとする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用</p>	<p>（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）</p> <p>第一条の三 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 耐津波構造（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）第五条に規定する津波に対して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）</p> <p>(3)（略）</p> <p>ハ又（略）</p> <p>三又（略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限るものとする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用</p>

等原子炉の事故（発生頻度が設計基準事故（設置許可基準規則第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第十号において同じ。）の種類、程度、影響等に関する説明書

十一（略）

3（略）

（変更の許可の申請）

第二条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては、前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあっては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二（略）

2・3（略）

（設計及び工事に係る軽微な変更）

第三条の二の二 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上

等原子炉の事故（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第十号において同じ。）の種類、程度、影響等に関する説明書

十一（略）

3（略）

（変更の許可の申請）

第二条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあっては、連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては、前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあっては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二（略）

2・3（略）

（設計及び工事に係る軽微な変更）

第三条の二の二 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第二十七条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線しゃへい物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉

支障のない変更とする。

2 (略)

(使用前検査の申請)

第三条の三 法第二十八条第一項の検査(以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 法第二十三条第一項又は法第二十六条第一項の設置又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類(以下この条において「申請書等」という。)に記載した熱出力(使用しようとする熱出力が申請書等に記載した熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。以下「最大使用熱出力」という。)

六・七 (略)

2・3 (略)

(使用前検査の実施)

第三条の四 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 燃料体、制御材、減速材、反射材、放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項 質量分析試験、化学分析試験若しくは分光分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二 五 (略)

(使用前検査実施要領書)

第三条の四の二 原子力規制委員会は、第三条の三第一項の申請書

施設の保全上支障のない変更とする。

2 (略)

(使用前検査の申請)

第三条の三 法第二十八条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設の工事(第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。)及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 法第二十三条第一項又は法第二十六条第一項の設置又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類(以下この条及び第三条の五において「申請書等」という。)に記載した熱出力(使用しようとする熱出力が申請書等に記載した熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。以下「最大使用熱出力」という。)

六・七 (略)

2・3 (略)

(使用前検査の実施)

第三条の四 法第二十八条第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 燃料体、制御材、減速材、反射材、放射線しゃへい材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項 質量分析試験、化学分析試験若しくは分光分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二 五 (略)

(使用前検査実施要領書)

第三条の四の二 原子力規制委員会は、第三条の三第一項の申請書

の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査合格証)

第三条の六 原子力規制委員会は、使用前検査を行い、合格と認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査の実施)

第三条の九 法第二十八条の二第一項の検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一 四 (略)

(溶接検査実施要領書)

第三条の十二の二 (略)

2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第二十八条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第三条の十三 原子力規制委員会は、法第二十八条の二第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第三条の十五 法第二十九条第一項の検査(以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

の提出を受けた場合には、第三条の四各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査合格証)

第三条の六 原子力規制委員会は、法第二十八条第一項の使用前検査を行い、合格と認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査の実施)

第三条の九 法第二十八条の二第一項の溶接検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一 四 (略)

(溶接検査実施要領書)

第三条の十二の二 (略)

2 原子力規制委員会は、第三条の十二第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第二十八条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第三条の十三 原子力規制委員会は、法第二十八条の二第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第三条の十五 法第二十九条第一項の規定により試験研究用等原子炉施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一〇四 (略)
2・3 (略)

(施設定期検査実施要領書)

第三条の十五の二 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(施設定期検査合格証)

第三条の十六 原子力規制委員会は、施設定期検査を行い、合格と認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

(運転計画)

第四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに試験研究用等原子炉の設置の許可を受け、その期間内に運転を開始する場合には、試験研究用等原子炉の設置の許可を受けて後速やかに届け出るものとする。

3・4 (略)

(許可の取消)

第五条の二 法第三十三条第一項に規定する期間は、熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた後二年、熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉の場合においては同項の許可を受けた後五年とする。

(記録)

一〇四 (略)
2・3 (略)

(施設定期検査実施要領書)

第三条の十五の二 原子力規制委員会は、第三条の十五第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第二十九条に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(施設定期検査合格証)

第三条の十六 原子力規制委員会は、法第二十九条第一項の施設定期検査を行い、合格と認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

(運転計画)

第四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに試験研究用等原子炉の設置の許可を受け、その期間内に運転を開始する場合には、試験研究用等原子炉の設置の許可を受けて後すみやかに届け出るものとする。

3・4 (略)

(許可の取消)

第五条の二 法第三十三条第一項に規定する期間は、熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた後二年、熱出力が百キロワットをこえる試験研究用等原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた後五年とする。

(記録)

第六条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ご
とに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲
げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これ
を保存して置かなければならない。

記録すべき場合	保存期間
一 試験研究用等原子炉施設の検査記録	(略)
イ 使用前検査の結果	(略)
ロ 施設定期検査の結果	(略)
ハ 第十条の規定による検査の結果	(略)
ニ十一 (略)	(略)
十二 第十四条の三に規定する防護措置の記録	(略)
イ (略)	(略)
ロ 第十四条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	(略)
ハ(リ) (略)	(略)

2
6 (略)

7 第一項の表第四号リ及び又並びに第七号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8 第一項の表第十号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二

第六条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ご
とに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲
げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これ
を保存して置かなければならない。

記録すべき場合	保存期間
一 試験研究用等原子炉施設の検査記録	(略)
イ 法第二十八条第一項の規定による使用前検査の結果	(略)
ロ 法第二十九条第一項の規定による施設定期検査の結果	(略)
ハ 第十条の規定による施設定期自主検査の結果	(略)
ニ十一 (略)	(略)
十二 第十四条の三に規定する防護措置の記録	(略)
イ (略)	(略)
ロ 第十四条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	(略)
ハ(リ) (略)	(略)

2
6 (略)

7 第一項の表第四号リ及び又並びに第七号イからニまでの記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8 第一項の表第十号イからハまでの記録の保存期間は、法第四十

第二項の認可を受けるまでの期間とする。

9 (略)

(管理区域への立入制限等)

第七条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に應じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ 二 (略)

二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に應じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

第八条 (線量等に関する措置)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策

三条の三の二第二項の認可を受けるまでの期間とする。

9 (略)

(管理区域への立入制限等)

第七条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、さく等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に應じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講ずること。

ロ 二 (略)

二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に應じて人の立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界にさく又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

第八条 (線量等に関する措置)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策

特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査）

第十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 計測制御系統施設については、緊急遮断を起すべき各条件について緊急遮断のための性能検査を一月ごとに、緊急遮断検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。

二 試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。

三 法第三十七条第一項の規定による保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査（第一号に掲げるものを除く。）を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。

2

（略）

（試験研究用等原子炉の運転）

第十一条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を採らなければならない。

一 三 （略）

四 緊急遮断が起つた場合には、遮断の起つた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転すること。

五 七 （略）

特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査）

第十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 計測制御系統施設については、緊急しや断を起すべき各条件について緊急しや断のための性能検査を一月ごとに、緊急しや断検査を法第二十九条第一項の検査を受ける時期ごとに行うこと。

二 試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を法第二十九条第一項の検査を受ける時期ごとに行うこと。

三 法第三十七条第一項の規定による保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査（第一号に掲げるものを除く。）を法第二十九条第一項の検査を受ける時期ごとに行うこと。

2

（略）

（試験研究用等原子炉の運転）

第十一条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を採らなければならない。

一 三 （略）

四 緊急しや断が起つた場合には、しや断の起つた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転すること。

五 七 （略）

(工場又は事業所内の運搬)

第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。)において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四・九 (略)

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2
4 (略)

(工場又は事業所内の廃棄)

第十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合

(工場又は事業所内の運搬)

第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。)において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四・九 (略)

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2
4 (略)

(工場又は事業所内の廃棄)

第十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合

するものであること。

イ (略)

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 (略)

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ (略)

十二 (略)

(防護措置)

第十四条の三 法第三十五条第二項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一 (略)

七 (略)

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号

ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに次号及び第十一号に掲げるものを除く。）

十 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

するものであること。

イ (略)

ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

十 (略)

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ (略)

十二 (略)

(防護措置)

第十四条の三 法第三十五条第二項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一 (略)

七 (略)

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号

ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）

十 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下この条において「見張人の詰所」という。）を設置すること。

ロ・ハ （略）

ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

十八 （略）

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ・ホ （略）

へ 第二十二号に規定する緊急時対応計画に関する詳細な事項トヨリ （略）

二十〇二十二 （略）

三・四 （略）

五 第二項（第三項及び前項において準用する場合を含む。）の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（第一項の表第四号ハ並びに第八号ハ及びニに掲げる特定核燃料物質並びにこれらの特定核燃料物質を照射したものであつて、照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに並びに同表第十号及び第十一号に掲げる特定核燃料物質に係るものを除く。）については、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとしなければならない。

六 （略）

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所を設置すること。

ロ・ハ （略）

ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、二以上の連絡手段により、かつ他人が傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

十八 （略）

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ・ホ （略）

へ 第十五号に規定する緊急時対応計画に関する詳細な事項トヨリ （略）

二十〇二十二 （略）

三・四 （略）

五 第二項（第三項及び前項において準用する場合を含む。）の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（第一項の表第四号ハ並びに第八号ハ及びニに掲げる特定核燃料物質並びにこれらの特定核燃料物質を照射したものであつて、照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに係るもの並びに同表第十号及び第十一号に掲げる特定核燃料物質を除く。）については、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとしなければならない。

六 （略）

(原子力船の入港の届出)

第十四条の四 法第三十六条の二第一項の規定により、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとする者は、立ち入らせようとする日の六十日前(法第二十三条第二項第三号、第五号及び第八号に掲げる事項を変更しないで同一の港に二回以上立ち入らせる場合の二回目以後にあつては、二十日前)までに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 港内及び港の付近における喫水

六 十三 (略)

十四 港内において燃料体を試験研究用等原子炉に挿入し、又は使用済燃料を試験研究用等原子炉から取り出す場合にあつては、その挿入又は取出しの方法

2・3 (略)

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第十六条の八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 (略)

(事故故障等の報告)

第十六条の十四 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及

(原子力船の入港の届出)

第十四条の四 法第三十六条の二第一項の規定により、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとする者は、立ち入らせようとする日の六十日前(法第二十三条第二項第三号、第五号及び第八号に掲げる事項を変更しないで同一の港に二回以上立ち入らせる場合の二回目以後にあつては、二十日前)までに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 港内及び港の付近におけるきつ水

六 十三 (略)

十四 港内において燃料体を試験研究用等原子炉にそう入し、又は使用済燃料を試験研究用等原子炉から取出す場合にあつては、そのそう入又は取出しの方法

2・3 (略)

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第十六条の八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線しゃやへい物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 (略)

(事故故障等の報告)

第十六条の十四 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及

びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならぬ。

一〇八 (略)

九 試験研究用等原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいづれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。
イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

十〇十二 (略)

(危険時の措置)

第十七条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 (略)

びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならぬ。

一〇八 (略)

九 試験研究用等原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいづれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。
イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

十〇十二 (略)

(危険時の措置)

第十七条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわを張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 (略)

改正案	現行
<p>（施設検査の申請）</p> <p>第二条の二 法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等の工事（第二条の六に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項及び第二条の五において同じ。）について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（以下「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一条第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質の質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量。次項及び第二条の五において同じ。）</p> <p>五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（施設検査の実施）</p> <p>第二条の三 法第五十五条の二第一項の検査（以下「施設検査」という。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（施設検査実施要領書）</p> <p>第二条の三の二 原子力規制委員会は、第二条の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領</p>	<p>（施設検査の申請）</p> <p>第二条の二 法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等の工事（第二条の六に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項及び第二条の五において同じ。）について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（以下「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一条第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質の質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量。以下次項及び第二条の五において同じ。）</p> <p>五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（施設検査の実施）</p> <p>第二条の三 法第五十五条の二第一項の施設検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（施設検査実施要領書）</p> <p>第二条の三の二 原子力規制委員会は、第二条の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、第二条の三各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実</p>

書を定めるものとする。

(合格証)

第二条の四 原子力規制委員会は、施設検査を行い、合格と認めるときは、検査合格証を交付する。

(工事の技術上の基準)

第二条の五 法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。

イ (略)

ロ 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

ハ 七チ (略)

二 十七 (略)

十八 使用施設等がその施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十九 三十六 (略)

(溶接検査の実施)

第二条の八 法第五十五条の三第一項の検査(溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接についての検査を除く。)は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一 四 (略)

(溶接検査を要しない場合)

第二条の九 法第五十五条の三第一項ただし書の原子力規制委員会

施要領書を定めるものとする。

(合格証)

第二条の四 原子力規制委員会は、法第五十五条の二第一項の検査を行い、合格と認めるときは、検査合格証を交付する。

(工事の技術上の基準)

第二条の五 法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。

イ (略)

ロ 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

ハ 七チ (略)

二 十七 (略)

十八 使用施設等がその施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十九 三十六 (略)

(溶接検査の実施)

第二条の八 法第五十五条の三第一項の溶接検査(溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接についての検査を除く。)は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一 四 (略)

(溶接検査を要しない場合)

第二条の九 法第五十五条の三第一項ただし書の原子力規制委員会

規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 使用施設に属する容器又は管であつて、セル等の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして法第五十五条の三第一項の検査を受けずに使用することを承認した場合

二・三 (略)

(溶接検査合格証等)

第二条の十 原子力規制委員会は、法第五十五条の三第一項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるものとする。

(記録)

第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中間に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 施設検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
二〇八 (略)	(略)	(略)

二〇八 (略)

2 (線量等に関する措置)
第二条の十一の四 (略)

規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 使用施設に属する容器又は管であつて、セル等の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けずに使用することを承認した場合

二・三 (略)

(溶接検査合格証等)

第二条の十 原子力規制委員会は、法第五十五条の三第一項の溶接検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるものとする。

(記録)

第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中間に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 施設検査の記録 法第五十五条の二第一項の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
二〇八 (略)	(略)	(略)

二〇八 (略)

2 (線量等に関する措置)
第二条の十一の四 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(工場又は事業所内の運搬)

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・九 (略)

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2・4 (略)

(貯蔵)

第二条の十一の八 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第八号の規定は、適用しない。

一・五 (略)

六 六ふつ化ウランの貯蔵は、六ふつ化ウランが漏えいするおそ

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(工場又は事業所内の運搬)

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・九 (略)

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2・4 (略)

(貯蔵)

第二条の十一の八 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第八号の規定は、適用しない。

一・五 (略)

六 六ふつ化ウランの貯蔵は、六ふつ化ウランが漏えいするおそ

七・八 (略)

(工場又は事業所内の廃棄)

第二条の十一の九 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 十五 (略)

(防護措置)

第二条の十一の十 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 十六 (略)

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所(以下この条において「見張人の詰所」という。)を設置すること。

ロ 二 (略)

十八 二十二 (略)

3・4 (略)

5 第二項(第三項及び前項において準用する場合を含む。)の特定核燃料物質の防護のために必要な措置(第一項の表第四号ハ並びに第八号ハ及びニに掲げる特定核燃料物質並びにこれらの特定

七・八 (略)

(工場又は事業所内の廃棄)

第二条の十一の九 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

十 十五 (略)

(防護措置)

第二条の十一の十 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 十六 (略)

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所を設置すること。

ロ 二 (略)

十八 二十二 (略)

3・4 (略)

5 第二項(第三項及び前項において準用する場合を含む。)の特定核燃料物質の防護のために必要な措置(第一項の表第四号ハ並びに第八号ハ及びニに掲げる特定核燃料物質並びにこれらの特定

核燃料物質を照射したものであつて、照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたもの並びに同表第十号及び第十一号に掲げる特定核燃料物質に係るものを除く。）については、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとしなければならぬ。

（事故故障等の報告）

第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一〇七（略）

八 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ（略）

九〇十二（略）

様式第1の3（第7条第2項関係）

年度廃棄物管理状況報告書

（略）

核燃料物質を照射したものであつて、照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに係るもの並びに同表第十号及び第十一号に掲げる特定核燃料物質を除く。）については、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとしなければならぬ。

（事故故障等の報告）

第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一〇七（略）

八 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ（略）

九〇十二（略）

様式第1の3（第7条第2項関係）

平成 年度廃棄物管理状況報告書

（略）

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>（使用の許可の申請）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号。以下「令」という。）第三条第三項の規定により、次の書類を添えなければならぬ。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 第十四条の七第一項第三号、第十四条の九第三号又は第十四条の十一第一項第三号の基準に適合することを示す書面及び図面並びに工場又は事業所に隣接する区域の状況（第十四条の七第一項第三号口括弧書の措置を講ずる場合に限る。）を記載した書面</p> <p>六の二 （略）</p> <p>七 排気設備が第十四条の十一第一項第四号イからハまでに規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面、排気設備の位置及び排気の系統を示す図面、排気監視設備を設ける場合には、工場又は事業所に隣接する区域の状況（同号ハ(2)括弧書の措置を講ずる場合に限る。）及び排気監視設備の詳細を記載した書面並びに排気監視設備の位置を示す図面並びに同号ハ(3)の排気設備とする場合には、その理由を記載した書面</p> <p>八 排水設備が第十四条の十一第一項第五号イに規定する能力及有するものであることを示す書面及び図面、排水設備の位置及</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>（使用の許可の申請）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号。以下「令」という。）第三条第三項の規定により、次の書類を添えなければならぬ。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 第十四条の七第一項第三号、第十四条の九第三号又は第十四条の十一第一項第三号の基準に適合することを示す書面及び図面並びに工場又は事業所に隣接する区域の状況（第十四条の七第一項第三号口かつこ書の措置を講ずる場合に限る。）を記載した書面</p> <p>六の二 （略）</p> <p>七 排気設備が第十四条の十一第一項第四号イからハまでに規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面、排気設備の位置及び排気の系統を示す図面、排気監視設備を設ける場合には、工場又は事業所に隣接する区域の状況（同号ハ(2)かつこ書の措置を講ずる場合に限る。）及び排気監視設備の詳細を記載した書面並びに排気監視設備の位置を示す図面並びに同号ハ(3)の排気設備とする場合には、その理由を記載した書面</p> <p>八 排水設備が第十四条の十一第一項第五号イに規定する能力及有するものであることを示す書面及び図面、排水設備の位置及</p>

び排水の系統を示す図面、排水監視設備を設ける場合には、工場又は事業所に隣接する区域の状況（同項第四号ハ②）括弧書の措置を講ずる場合に限る。）及び排水監視設備の詳細を記載した書面並びに排水監視設備の位置を示す図面並びに同項第五号イ③の排水設備とする場合には、その理由を記載した書面
九ノ十一（略）

3（略）

（廃棄の業の許可の申請）

第七条（略）

2 第二条第二項（同項第四号括弧書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。）及び第三項の規定は、令第七条において準用する令第三条第三項の規定により前項の申請書に添えなければならぬ書類について準用する。この場合において、第二条第二項第二号中「予定使用開始時期及び予定使用期間」とあるのは「予定事業開始時期、予定事業期間並びに放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第三号中「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第四号及び第五号中「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設」と、同項第六号中「第十四条の七第一項第三号、第十四条の九第三号」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の九第三号」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、「第十四条の七第一項第三号口括弧書」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第三号口括弧書」と、同項第七号中「第十四条の十一第一項第四号イ及びハ」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第八号中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第十一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第四条の

び排水の系統を示す図面、排水監視設備を設ける場合には、工場又は事業所に隣接する区域の状況（同項第四号ハ②）かつこ書の措置を講ずる場合に限る。）及び排水監視設備の詳細を記載した書面並びに排水監視設備の位置を示す図面並びに同項第五号イ③の排水設備とする場合には、その理由を記載した書面
九ノ十一（略）

3（略）

（廃棄の業の許可の申請）

第七条（略）

2 第二条第二項（同項第四号かつこ書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。）及び第三項の規定は、令第七条において準用する令第三条第三項の規定により前項の申請書に添えなければならぬ書類について準用する。この場合において、第二条第二項第二号中「予定使用開始時期及び予定使用期間」とあるのは「予定事業開始時期、予定事業期間並びに放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第三号中「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第四号及び第五号中「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設」と、同項第六号中「第十四条の七第一項第三号、第十四条の九第三号」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の九第三号」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、「第十四条の七第一項第三号口括弧書」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第三号口括弧書」と、同項第七号中「第十四条の十一第一項第四号イ及びハ」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第八号中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第十一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第四

二第一項」と読み替えるものとする。

3 法第四条の二第二項第七号の廃棄物埋設を行うときは、前項において準用する第二条第二項（同項第四号括弧書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。）及び第三項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一〜四（略）

（認証の基準）

第十四条の三（略）

2 放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件に係る法第十二条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜四（略）

五 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、次に掲げる基準に適合すること。

イ・ロ（略）

ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

ニ〜リ（略）

六（略）

3・4（略）

（使用施設の基準）

第十四条の七 法第六条第一号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜七（略）

七の二 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によつて汚染された物（以下「放射化物」という。）であつて放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものを保管する場合には、次に定めるところによ

四条の二第一項」と読み替えるものとする。

3 法第四条の二第二項第七号の廃棄物埋設を行うときは、前項において準用する第二条第二項（同項第四号かつこ書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。）及び第三項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一〜四（略）

（認証の基準）

第十四条の三（略）

2 放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件に係る法第十二条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜四（略）

五 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、次に掲げる基準に適合すること。

イ・ロ（略）

ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。

ニ〜リ（略）

六（略）

3・4（略）

（使用施設の基準）

第十四条の七 法第六条第一号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜七（略）

七の二 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によつて汚染された物（以下「放射化物」という。）であつて放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものを保管する場合には、次に定めるところによ

り、放射化物保管設備を設けること。

イ (略)

ロ 放射化物保管設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ハ (略)

八 管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

九 (略)

2 6 (略)

(貯蔵施設の基準)

第十四条の九 法第六条第二号及び法第十三条第二項の規定による貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 貯蔵施設には、次に定めるところにより、放射性同位元素を入れる容器を備えること。

イ・ロ (略)

ハ 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がり防止するための施設又は器具を設けること。

五 貯蔵施設の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

六 管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

七 (略)

(廃棄施設の基準)

第十四条の十一 法第六条第三号及び法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準(廃棄物埋設地に

り、放射化物保管設備を設けること。

イ (略)

ロ 放射化物保管設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ハ (略)

八 管理区域の境界には、さくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

九 (略)

2 6 (略)

(貯蔵施設の基準)

第十四条の九 法第六条第二号及び法第十三条第二項の規定による貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 貯蔵施設には、次に定めるところにより、放射性同位元素を入れる容器を備えること。

イ・ロ (略)

ハ 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、き裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がり防止するための施設又は器具を設けること。

五 貯蔵施設のとびら、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

六 管理区域の境界には、さくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

七 (略)

(廃棄施設の基準)

第十四条の十一 法第六条第三号及び法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準(廃棄物埋設地に

係るものを除く。)は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する場合には、次に定めるところにより、排水設備を設けること。

イ・ロ (略)

ハ 排水浄化槽は、排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度を測定することができる構造とし、その出口には、排液の流出を調節する装置を設け、かつ、その上部の開口部は、蓋のできる構造とし、又はその周囲に柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

六・七 (略)

八 放射性同位元素等を保管廃棄する場合(第十九条第一項第三号ニの規定により保管廃棄する場合を除く。)には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。

イ (略)

ロ 保管廃棄設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ハ (略)

九 管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

十 (略)

2 (略)

3 廃棄物埋設地に係る法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

五 (略)

(保管の基準)

係るものを除く。)は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する場合には、次に定めるところにより、排水設備を設けること。

イ・ロ (略)

ハ 排水浄化槽は、排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度を測定することができる構造とし、その出口には、排液の流出を調節する装置を設け、かつ、その上部の開口部は、ふたのできる構造とし、又はその周囲にさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

六・七 (略)

八 放射性同位元素等を保管廃棄する場合(第十九条第一項第三号ニの規定により保管廃棄する場合を除く。)には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。

イ (略)

ロ 保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ハ (略)

九 管理区域の境界には、さくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

十 (略)

2 (略)

3 廃棄物埋設地に係る法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 管理区域の境界には、さくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

五 (略)

(保管の基準)

第十七条 許可届出使用者に係る法第十六条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「放射線発生装置」とあるのは「放射化物」と読み替えるものとする。

一 五 (略)

六 貯蔵施設内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、次の措置を講ずることにより、表面密度限度を超えないようにすること。

イ (略)

ロ 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れた容器で、亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他の施設又は器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。

六の二 九 (略)

2 (略)

(事業所等における運搬の基準)

第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

三 九 (略)

2 五 (略)

(L型輸送物に係る技術上の基準)

第十八条の四 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

第十七条 許可届出使用者に係る法第十六条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「放射線発生装置」とあるのは「放射化物」と読み替えるものとする。

一 五 (略)

六 貯蔵施設内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、次の措置を講ずることにより、表面密度限度を超えないようにすること。

イ (略)

ロ 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れた容器で、き裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他の施設又は器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。

六の二 九 (略)

2 (略)

(事業所等における運搬の基準)

第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

三 九 (略)

2 五 (略)

(L型輸送物に係る技術上の基準)

第十八条の四 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 三 九 (略)

(A型輸送物に係る技術上の基準)

第十八条の五 A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていること。
- 四 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。
- 五 十 (略)

(B M型輸送物に係る技術上の基準)

第十八条の六 B M型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 三 (略)
- 四 運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 五 (略)

(B U型輸送物に係る技術上の基準)

第十八条の七 B U型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 三 (略)

- 一 (略)
- 二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 三 九 (略)

(A型輸送物に係る技術上の基準)

第十八条の五 A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていること。
- 四 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。
- 五 十 (略)

(B M型輸送物に係る技術上の基準)

第十八条の六 B M型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 三 (略)
- 四 運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 五 (略)

(B U型輸送物に係る技術上の基準)

第十八条の七 B U型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 三 (略)

- 四 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲に
おいて、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 五 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ
過又は放射性同位元素等の冷却が行われる構造であること。
- 六 (略)

(運搬に関する確認を要する放射性同位元素等)

第十八条の十四 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める放射
性同位元素等は、第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同
位元素等(同条第二項及び第十八条の十二の規定により運搬され
るものを除く。)とする。

(運搬に関する確認の申請)

第十八条の十五 (略)

2 前項各号に掲げる書類については、危険物船舶運送及び貯蔵規
則第八十七条第一項の規定による国土交通大臣の確認を受けたこ
とを証する書面が提出されている場合にあつては、当該書類の提
出を省略することができる。

3・4 (略)

(廃棄の基準)

第十九条 許可使用者及び許可廃棄業者に係る法第十九条第一項の
原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(第三項に係るもの
を除く。)については、次に定めるところによるほか、第十五条
第一項第三号、第四号から第十号まで、第十一号及び第十二号の
規定を準用する。この場合において、同項第三号口中「放射性同
位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と
、同項第四号中「作業室内の人が常時立ち入る場所又は放射線発
生装置の使用をする室」とあるのは「廃棄作業室内の人が常時立
ち入る場所」と、同項第五号から第八号までの規定中「作業室」
とあるのは「廃棄作業室」と、同項第九号中「放射性同位元素に

- 四 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲に
おいて、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 五 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ
過又は放射性同位元素等の冷却が行われる構造であること。
- 六 (略)

(運搬に関する確認を要する放射性同位元素等)

第十八条の十四 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める放射
性同位元素等は、第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同
位元素等(第十八条の三第二項及び第十八条の十二の規定により
運搬されるものを除く。)とする。

(運搬に関する確認の申請)

第十八条の十五 (略)

2 前項各号に掲げる書類については、危険物船舶運送及び貯蔵規
則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第八十七条第一項の規定に
よる国土交通大臣の確認を受けたことを証する書面が提出されて
いる場合にあつては、当該書類の提出を省略することができる。

3・4 (略)

(廃棄の基準)

第十九条 許可使用者及び許可廃棄業者に係る法第十九条第一項の
原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(第三項に係るもの
を除く。)については、次に定めるところによるほか、第十五条
第一項第三号、第四号から第十号まで、第十一号及び第十二号の
規定を準用する。この場合において、同項第三号口中「放射性同
位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と
、同項第四号中「作業室内の人が常時立ち入る場所又は放射線発
生装置の使用をする室」とあるのは「廃棄作業室内の人が常時立
ち入る場所」と、同項第五号から第八号までの規定中「作業室」
とあるのは「廃棄作業室」と、同項第九号中「放射性同位元素に

よつて汚染された物」とあるのは「放射性汚染物」と、「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と、同項第十一号中「使用施設又は管理区域」とあるのは「廃棄施設」と読み替えるものとする。

一〇七 (略)

八 第四号の方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を容器に封入して保管廃棄設備に保管廃棄するときには、当該容器に亀裂、破損等の事故の生じるおそれのあるときは、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がり防止するための施設又は器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。

九〇十六 (略)

十七 第十三号の方法により廃棄する場合にあつては、次に定めるところにより行うこと。

イ (略)

ロ 次に掲げるところにより埋設及び覆土を行うこと。

(1) (略)

(2) 廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において空隙が残らないように措置すること。

(3) (略)

(4) 次に掲げるところにより廃棄物埋設地を管理すること。ただし、法第四条の二第一項の許可又は法第十一条第二項の変更の許可を受けて、法第四条の二第二項第七号の措置を採らないこととした場合は、この限りでない。

(5) (略)

(6) 第十四条の十二第二号に規定する線量が、同号の原子力規制委員会が定める線量限度以下となるよう、廃棄物埋設地の周囲に柵を設ける等の方法によつて、人の廃棄物埋設地への立入りの制限その他の必要な措置を講ずること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

2
5
(略)

よつて汚染された物」とあるのは「放射性汚染物」と、「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と、同項第十一号中「使用施設又は管理区域」とあるのは「廃棄施設」と読み替えるものとする。

一〇七 (略)

八 第四号の方法により廃棄する場合において、液体状の放射性同位元素等を容器に封入して保管廃棄設備に保管廃棄するときには、当該容器にき裂、破損等の事故の生じるおそれのあるときは、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がり防止するための施設又は器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。

九〇十六 (略)

十七 第十三号の方法により廃棄する場合にあつては、次に定めるところにより行うこと。

イ (略)

ロ 次に掲げるところにより埋設及び覆土を行うこと。

(1) (略)

(2) 廃棄物埋設地は、土砂等を充てんすることにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において空けきが残らないように措置すること。

(3) (略)

(4) 次に掲げるところにより廃棄物埋設地を管理すること。ただし、法第四条の二第一項の許可又は法第十一条第二項の変更の許可を受けて、法第四条の二第二項第七号の措置を採らないこととした場合は、この限りでない。

(5) (略)

(6) 第十四条の十二第二号に規定する線量が、同号の原子力規制委員会が定める線量限度以下となるよう、廃棄物埋設地の周囲にさくを設ける等の方法によつて、人の廃棄物埋設地への立入りの制限その他の必要な措置を講ずること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

2
5
(略)

(測定)

第二十条 法第二十条第一項の規定による測定は、次に定めるところにより行う。

一 三 (略)

四 第二号の測定は、作業を開始する前に一回及び作業を開始した後にあつては次に定めるところにより行うこと。

イ 放射線の量の測定（ロ及びハの測定を除く。）並びに作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界における汚染の状況の測定は、一月を超えない期間ごとに一回行うこと。ただし、廃棄物埋設地を設けた廃棄事業所の境界における放射線の量の測定にあつては、全ての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては一週間を超えない期間ごとに一回行うこと。

2 4 (略)

第二十二條の三 (略)

2 前項の規定により管理区域でないものとみなされる区域においては、第十四条の七第一項第九号の標識の近く及び当該区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近に、放射線発生装置の運転を停止している旨又は放射線発生装置を設置していない旨その他必要な事項を掲示しなければならない。

(廃棄物埋設地の譲受け)

第二十四條の六 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 第七条第二項において準用する第二条第二項（同項第四号括

(測定)

第二十条 法第二十条第一項の規定による測定は、次に定めるところにより行う。

一 三 (略)

四 第二号の測定は、作業を開始する前に一回及び作業を開始した後にあつては次に定めるところにより行うこと。

イ 放射線の量の測定（ロ及びハの測定を除く。）並びに作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界における汚染の状況の測定は、一月を超えない期間ごとに一回行うこと。ただし、廃棄物埋設地を設けた廃棄事業所の境界における放射線の量の測定にあつては、すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては一週間を超えない期間ごとに一回行うこと。

2 4 (略)

第二十二條の三 (略)

2 前項の規定により管理区域でないものとみなされる区域においては、第十四条の七第一項第九号の標識の近く及び当該区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近に、放射線発生装置の運転を停止している旨又は放射線発生装置を設置していない旨その他必要な事項を掲示しなければならない。

(廃棄物埋設地の譲受け)

第二十四條の六 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 第七条第二項において準用する第二条第二項（同項第四号括

弧書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。）及び第三項に規定する書面及び図面

二〇四（略）

（使用の廃止等の届出）

第二十五条（略）

2（略）

3 第一項又は前項の届書には、許可証を添えなければならない。ただし、法第二十八条第七項の規定により適用する法第二十七条第三項の規定による届出については、この限りでない。

4（略）

（許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置）

第二十六条 法第二十八条第一項に規定する許可取消使用者等が同項の規定により講じなければならない措置（以下この条において「廃止措置」という。）は、次の各号に定めるところによる。ただし、法第二十八条第七項に規定する従前の届出販売業者又は届出賃貸業者に係る許可取消使用者等（以下この条においてそれぞれ「販売廃止等業者」又は「賃貸廃止等業者」という。）については第六号及び第九号の規定を、同項に規定する従前の表示付認証機器届出使用者に係る許可取消使用者等（以下この条及び次条において「表示付認証機器廃止等使用者」という。）については第六号から第九号までの規定を適用しない。

一・二（略）

三 放射性同位元素による汚染を除去すること。ただし、廃止措置に係る事業所等を許可使用者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合（当該廃止措置に係る全ての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として譲り渡す場合に限る。）は、この限りでない。

四〇十（略）

2〇6（略）

つこ書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。）及び第三項に規定する書面及び図面

二〇四（略）

（使用の廃止等の届出）

第二十五条（略）

2（略）

3 第一項又は第二項の届書には、許可証を添えなければならない。ただし、法第二十八条第七項の規定により適用する法第二十七条第三項の規定による届出については、この限りでない。

4（略）

（許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置）

第二十六条 法第二十八条第一項に規定する許可取消使用者等が同項の規定により講じなければならない措置（以下この条において「廃止措置」という。）は、次の各号に定めるところによる。ただし、法第二十八条第七項に規定する従前の届出販売業者又は届出賃貸業者に係る許可取消使用者等（以下この条においてそれぞれ「販売廃止等業者」又は「賃貸廃止等業者」という。）については第六号及び第九号の規定を、同項に規定する従前の表示付認証機器届出使用者に係る許可取消使用者等（以下この条及び次条において「表示付認証機器廃止等使用者」という。）については第六号から第九号までの規定を適用しない。

一・二（略）

三 放射性同位元素による汚染を除去すること。ただし、廃止措置に係る事業所等を許可使用者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合（当該廃止措置に係る全ての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として譲り渡す場合に限る。）は、この限りでない。

四〇十（略）

2〇6（略）

7 前項第五号の書類の写しについては、密封された放射性同位元素のみを使用していた許可取消使用者等であつて、許可証に記載された又は届け出た密封された放射性同位元素の全てを廃止日等において所有し、又は所持していた者は、これを添えないことができる。

8・9 (略)

(表示付認証機器に係る使用の廃止等の届出等)

第二十六条の二 (略)

2・4 (略)

5 第一項から第三項までの届書及び前項の報告に係る書面の提出部数は、それぞれ一通とする。

(危険時の措置)

第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 (略)

2 (略)

(放射能濃度の基準)

第二十九条の二 法第三十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、各評価単位に含まれる全ての評価対象放射性同位元素のそれぞれについて、その平均放射能濃度の上限として原子力規制委員会が定める放射能濃度とする。

7 前項第五号の書類の写しについては、密封された放射性同位元素のみを使用していた許可取消使用者等であつて、許可証に記載された又は届け出た密封された放射性同位元素のすべてを廃止日等において所有し、又は所持していた者は、これを添えないことができる。

8・9 (略)

(表示付認証機器に係る使用の廃止等の届出等)

第二十六条の二 (略)

2・4 (略)

5 第一項から第三項までの届書及び第四項の報告に係る書面の提出部数は、それぞれ一通とする。

(危険時の措置)

第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 (略)

2 (略)

(放射能濃度の基準)

第二十九条の二 法第三十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、各評価単位に含まれるすべての評価対象放射性同位元素のそれぞれについて、その平均放射能濃度の上限として原子力規制委員会が定める放射能濃度とする。

別表第一（第十四条の七―第十四条の十一、第十五条、第十九条関係）

管理区域（許可使用者が法第十条第六項の規定により使用の場所の変更を届け出て行う放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用又は届出使用者が行う使用若しくは廃棄の場所に係るものを除く。）の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設（第十四条の七第一項第九号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第九号、第十四条の九第七号、第十四条の十において準用する第十四条の九第七号、	(略)	(略)	(略)	管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近
	(略)	(略)	(略)	管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近

別表第一（第十四条の七―第十四条の十一、第十五条、第十九条関係）

管理区域（許可使用者が法第十条第六項の規定により使用の場所の変更を届け出て行う放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用又は届出使用者が行う使用若しくは廃棄の場所に係るものを除く。）の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設（第十四条の七第一項第九号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第九号、第十四条の九第七号、第十四条の十において準用する第十四条の九第七号、	(略)	(略)	(略)	管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近
	(略)	(略)	(略)	管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近

(略)	第十四条の十一第一項第十号及び同条第三項第五号)
(略)	
(略)	
(略)	

(略)	第十四条の十一第一項第十号及び同条第三項第五号)
(略)	
(略)	
(略)	

改正案		現行	
<p>（電磁的方法による保存） 第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第四条の二十一第一項において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（計量管理規定） 第四条の二の二 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（電磁的方法による保存） 第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第四条の二十一第一項において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（計量管理規定） 第四条の二の二 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>区分</p> <p>核燃料物質の使用（使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。）を行う場合（非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。）</p>	<p>事項</p> <p>一〜四 （略） 五 バッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表す略号に関すること 六〜十三 （略）</p>
<p>（電磁的方法による保存） 第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（計量管理規定） 第四条の二の二 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（電磁的方法による保存） 第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（計量管理規定） 第四条の二の二 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>区分</p> <p>核燃料物質の使用（使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。）を行う場合（非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。）</p>	<p>事項</p> <p>一〜四 （略） 五 バッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表わす略号に関すること 六〜十三 （略）</p>

(保障措置検査)

第四条の二の三 次条から第四条の二の九までに定めるもののほか、法第六十一条の八の二第二項に規定する保障措置検査は、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は原子力利用国際規制物資使用者（以下「加工事業者等」という。）については、核燃料物質計量管理区域ごとに行うものとし、その種類は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 受払検査 加工事業者等が燃料体又は実効値が一以上のプルトニウム、ウラン若しくはトリウム若しくはその化合物（以下「燃料体等」という。）を核燃料物質計量管理区域に受け入れ、又は核燃料物質計量管理区域から払い出す場合において、原子力規制委員会が適当と認める日に行う検査

第四条の二の八 (略)

2 (略)

3 第一項の表中第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

(保障措置検査員の条件)

第四条の十 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。第三号において同じ。）に

(保障措置検査)

第四条の二の三 次条から第四条の二の九までに定めるもののほか、法第六十一条の八の二第一項の保障措置検査は、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は原子力利用国際規制物資使用者（以下「加工事業者等」という。）については、核燃料物質計量管理区域ごとに行うものとし、その種類は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 受払い検査 加工事業者等が燃料体又は実効値が一以上のプルトニウム、ウラン若しくはトリウム若しくはその化合物（以下「燃料体等」という。）を核燃料物質計量管理区域に受け入れ、又は核燃料物質計量管理区域から払い出す場合において、原子力規制委員会が適当と認める日に行う検査

第四条の二の八 (略)

2 (略)

3 第一項の表中第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、第一項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

(保障措置検査員の条件)

第四条の十 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。第三号において同じ。）に

において理科系統の学科を修めて卒業した者であつて、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第五項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの
二〇四（略）

（電磁的方法による保存）

第四条の二十一 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第六十一条の二十三の十七第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2（略）

様式第3（第7条関係）
年 期核原料物質（核燃料物質）管理報告書
（略）

様式第12（第7条関係）
年 期 施設操業計画報告書
（略）

様式第15（第7条関係）
年 期 核原料物質管理報告書
（略）

において理科系統の学科を修めて卒業した者であつて、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために行うものに限る。）及び法第六十八条第五項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの
二〇四（略）

（電磁的方法による保存）

第四条の二十一 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて確認することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第六十一条の二十三の十七第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2（略）

様式第3（第7条関係）
平成 年 期核原料物質（核燃料物質）管理報告書
（略）

様式第12（第7条関係）
平成 年 期 施設操業計画報告書
（略）

様式第15（第7条関係）
平成 年 期 核原料物質管理報告書
（略）

様式第 1 6 (第 7 条関係)
年 期 核燃料物質管理報告書
(略)

様式第 1 6 (第 7 条関係)
平成 年 期 核燃料物質管理報告書
(略)

○ 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>（使用前検査の申請）</p> <p>第三条の五 法第十六条の三第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>二 二三（略）</p> <p>（使用前検査の実施）</p> <p>第三条の六 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>（使用前検査合格証）</p> <p>第三条の七 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。</p> <p>（溶接検査の実施）</p> <p>第三条の十 法第十六条の四第一項の検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>（溶接検査実施要領書）</p> <p>第三条の十三の二（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第十六条の四第四項に規定する検査の方法その他必要な</p>	<p>（使用前検査の申請）</p> <p>第三条の五 法第十六条の三第一項の規定により、加工施設の工事（第三条の八に規定する加工施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>二 二三（略）</p> <p>（使用前検査の実施）</p> <p>第三条の六 法第十六条の三第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>（使用前検査合格証）</p> <p>第三条の七 原子力規制委員会は、法第十六条の三第一項の使用前検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。</p> <p>（溶接検査の実施）</p> <p>第三条の十 法第十六条の四第一項の溶接検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>（溶接検査実施要領書）</p> <p>第三条の十三の二（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、第三条の十三第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第十六条の四第四項に規定する検査の方法その</p>

事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第三条の十四 原子力規制委員会は、法第十六条の四第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第三条の十六 法第十六条の五第一項の検査(以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合)

第三条の十六の二 (略)

2 前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 四 (略)

(施設定期検査合格証)

第三条の十七 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

(許可の取消し)

第六条 (略)

他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第三条の十四 原子力規制委員会は、法第十六条の四第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第三条の十六 法第十六条の五第一項の規定により加工施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合)

第三条の十六の二 (略)

2 前項の場合においては、法第十六条の五第一項の検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 四 (略)

(施設定期検査合格証)

第三条の十七 原子力規制委員会は、法第十六条の五第一項の施設定期検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る施設定期検査合格証を交付する。

(許可の取消し)

第六条 (略)

		(記録)	
		第七条 法第二十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない	
記録事項	項目	記録すべき場合	保存期間
一	加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	(略)	(略)
ロ	施設定期検査の結果	(略)	(略)
ハ	第七条の四の二の規定による検査の結果	(略)	検査終了後五年が経過するまでの期間
ニ	九 (略)	(略)	(略)
十	第七条の九に規定する防護措置の記録	(略)	(略)
イ	(略)	(略)	(略)
ロ	第七条の九第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発	(略)	(略)

		(記録)	
		第七条 法第二十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない	
記録事項	項目	記録すべき場合	保存期間
一	加工施設の検査記録 イ 法第十六条の三第一項の規定による使用前検査の結果	(略)	(略)
ロ	法第十六条の五第一項の規定による施設定期検査の結果	(略)	(略)
ハ	第七条の四の二の規定による施設定期自主検査の結果	(略)	施設定期自主検査終了後五年が経過するまでの期間
ニ	九 (略)	(略)	(略)
十	第七条の九に規定する防護措置の記録	(略)	(略)
イ	(略)	(略)	(略)
ロ	第七条の九第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	(略)	(略)

<p>行の状況及びその担当者の氏名</p> <p>ハヽリ (略)</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>十三 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。)の記録</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------	------------

<p>ハヽリ (略)</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>十三 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ)の記録</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------	------------

257 (略)

イヽハ (略)

(管理区域への立入制限等)

第七条の二の九 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロヽニ (略)

二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなら

合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第七条の三 (略)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬ。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(加工施設の施設定期自主検査)

第七条の四の二 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、次の各号(法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。)に掲げる検査に関する措置を採らなければならぬ。

一・二 (略)

三 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2 法第二十二条の八第二項の認可を受けた加工事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された加工施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

(工場又は事業所内の運搬)

第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は

場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第七条の三 (略)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬ。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(加工施設の施設定期自主検査)

第七条の四の二 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、次の各号(法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。)に掲げる検査に関する措置を採らなければならぬ。

一・二 (略)

三 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2 法第二十二条の八第二項の認可を受けた加工事業者は、当該認可若しくは法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された加工施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

(工場又は事業所内の運搬)

第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は

、加工施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に
関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想
される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が
生ずるおそれがないものであること。

四・九 (略)

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替
えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復
使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及
び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有する
ものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ
）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会
の定める標識を取り付けること。

2
4 (略)

(工場又は事業所内の廃棄)

第七条の八 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は
、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃
棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
い。

一・八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物
を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合
するものであること。

イ (略)

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 (略)

、加工施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に
関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想
される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が
生ずるおそれがないものであること。

四・九 (略)

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替
えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復
使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及
び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有する
ものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当
該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力
規制委員会の定める標識を取り付けること。

2
4 (略)

(工場又は事業所内の廃棄)

第七条の八 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は
、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃
棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
い。

一・八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物
を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合
するものであること。

イ (略)

ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

十 (略)

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 二 (略)
十二 十四 (略)

(防護措置)

第七条の九 法第二十一条の二第二項の規定により、加工事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一 六 (略)	(略)
七 八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの並びに次号及び第十三号に 掲げるものを除く。）	(略)
十 十四 (略)	(略)

2 4 (略)

(評価の結果等の届出)

第九条の三の三 法第二十二条の七の二第三項の規定による届出をしようとする者は、同条第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）の評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 二 (略)
十二 十四 (略)

(防護措置)

第七条の九 法第二十一条の二第二項の規定により、加工事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一 六 (略)	(略)
七 八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの並びに第十号及び第十三号 に掲げるものを除く。）	(略)
十 十四 (略)	(略)

2 4 (略)

(評価の結果等の届出)

第九条の三の三 法第二十二条の七の二第三項の規定による届出をしようとする者は、法第二十二条の七の二第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員

力規制委員会に届け出なければならない。

2 (略)

(届出事項)

第九条の三の四 法第二十二條の七の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 安全性向上評価に係る加工施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九条の三の五 法第二十二條の七の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。
- イ (略)

ロ 当該加工施設について、法第二十二條第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ (略)

二・三 (略)

(評価の結果等の公表)

第九条の三の六 法第二十二條の七の二第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第九条の五 (略)

会に届け出なければならない。

2 (略)

(届出事項)

第九条の三の四 法第二十二條の七の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 当該安全性向上評価に係る加工施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九条の三の五 法第二十二條の七の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。
- イ (略)

ロ 当該加工施設について、法第二十二條の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ (略)

二・三 (略)

(評価の結果等の公表)

第九条の三の六 法第二十二條の七の二第五項の規定による公表は、法第二十二條の七の二第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第九条の五 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。
- (廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第九條の六 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。
- (廃止措置の終了の確認の申請)
- 第九條の九 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。
- (旧加工事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)
- 第九條の十三 法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、同條第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合(加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。)とする。
- 2 前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。
- 一 四 (略)
- (旧加工事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第九條の十四 法第二十二條の九第五項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者は、第九條の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。
- (廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第九條の六 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。
- (廃止措置の終了の確認の申請)
- 第九條の九 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。
- (旧加工事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)
- 第九條の十三 法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、法第二十二條の九第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合(加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。)とする。
- 2 前項の場合においては、法第二十二條の九第四項の規定により準用される法第十六條の五第一項の検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。
- 一 四 (略)
- (旧加工事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第九條の十四 法第二十二條の九第五項において準用する法第十二條の七第四項の規定により、法第二十二條の九第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第九條の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会

(事故故障等の報告)

第九条の十六 法第六十二条の三の規定により、加工事業者（旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 七 (略)

八 加工施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

九 十二 (略)

(危険時の措置)

第九条の十七 法第六十四条第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の方が立ち入ることを禁止すること。

三 (略)

四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり

に提出しなければならない。

(事故故障等の報告)

第九条の十六 法第六十二条の三の規定により、加工事業者（旧加工事業者等を含む。以下次条及び第十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 七 (略)

八 加工施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

九 十二 (略)

(危険時の措置)

第九条の十七 法第六十四条第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の方が立ち入ることを禁止すること。

三 (略)

四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、すみやかに、そのひろがりの防止及び除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 (略)

(報告の徴収)

第十条 (略)

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 (略)

(報告の徴収)

第十条 (略)

2 第一項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

改正案	現行
<p>（技術上の基準）</p> <p>第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）第五十七条の八第四項に規定する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、核原料物質を使用する者で原子力規制委員会の定めるものについては、第六号から第十号までの規定は、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 管理区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者の指示に従わせること。</p> <p>ロ・ニ （略）</p> <p>四 周辺監視区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>五・十 （略）</p> <p>十一 核原料物質の使用施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄は、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>イ・チ （略）</p>	<p>（技術上の基準）</p> <p>第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）第五十七条の八第四項に規定する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、核原料物質を使用する者で原子力規制委員会の定めるものについては、第六号から第十号までの規定は、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 管理区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 壁、さく等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者の指示に従わせること。</p> <p>ロ・ニ （略）</p> <p>四 周辺監視区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 境界にさく又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>五・十 （略）</p> <p>十一 核原料物質の使用施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄は、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>イ・チ （略）</p>

リ へ(3)の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) (略)
- (2) 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
- (3) 容器の蓋が容易に外れないものであること。

又 (略)

ル へ(3)の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

- (1) 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

ヲカ (略)

十一の二 (略)

十二 核原料物質の運搬は、次に定めるところにより行うこと。

イ (略)

ロ 容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合は、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

ハチ (略)

十三 (略)

(記録)

リ へ(3)の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) (略)
- (2) き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
- (3) 容器のふたが容易に外れないものであること。

又 (略)

ル へ(3)の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

- (1) 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

ヲカ (略)

十一の二 (略)

十二 核原料物質の運搬は、次に定めるところにより行うこと。

イ (略)

ロ 容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、核原料物質の使用施設の内部において運搬する場合は、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

ハチ (略)

十三 (略)

(記録)

第三条 法第五十七条の八第六項の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 (略)	(略)	(略)
二 放射線管理記録	(略)	(略)
イ ホ (略)	(略)	(略)
ヘ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	(略)
ト 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	(略)
三 核原料物質の使用施設の事故記録	(略)	(略)
イ 事故の発生及び復旧の時	その都度	(略)
ロ 事故の状況及び事故に際して採つた処置	その都度	(略)
二 事故の原因	その都度	(略)
ハ 事故後の処置	その都度	(略)
四 運搬した核原料物質の種類、量、取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関する留意すべき事項	運搬の都度	(略)

第三条 法第五十七条の八第六項の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 (略)	(略)	(略)
二 放射線管理記録	(略)	(略)
イ ホ (略)	(略)	(略)
ヘ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄のつど	(略)
ト 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化のつど	(略)
三 核原料物質の使用施設の事故記録	(略)	(略)
イ 事故の発生及び復旧の時	そのつど	(略)
ロ 事故の状況及び事故に際して採つた処置	そのつど	(略)
二 事故の原因	そのつど	(略)
ハ 事故後の処置	そのつど	(略)
四 運搬した核原料物質の種類、量、取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関する留意すべき事項	運搬のつど	(略)

2
7 (略)

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)

第十三条 第十条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六

二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 (略)

2
7 (略)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第十三条 第十条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六

二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>（再処理の事業の指定の申請）</p> <p>第一条の二 法第四十四条第二項の再処理の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力</p> <p>(4) （略）</p> <p>ニ・リ （略）</p> <p>三・七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（変更の許可の申請）</p> <p>第一条の四 令第二十七条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第二十七条第三号の変更の内容については、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合にあつては一日当たり及び年間の最大再処理能力を、再処理する使用済燃料の種類ごとに記載し、同項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理の方法の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第六号の使用済</p>	<p>（再処理の事業の指定の申請）</p> <p>第一条の二 法第四十四条第二項の再処理の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力</p> <p>(4) （略）</p> <p>ニ・リ （略）</p> <p>三・七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（変更の許可の申請）</p> <p>第一条の四 令第二十七条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第二十七条第三号の変更の内容については、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合にあつては一日当たり及び年間の最大再処理能力を、再処理する使用済燃料の種類ごとに記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理の方法の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項</p>

燃料から分離された核燃料物質の処分の方法の変更に係る場合にあっては処分する核燃料物質の種類ごとの売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法を記載し、同項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあっては第一条の二第二項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては第一条の二第二項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。

2・3 (略)

(設計及び工場の方法の認可の申請)

第二条 法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工場の方法(第七条の二に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による再処理施設に関する設計及び工場の方法(再処理施設の変更の場合にあっては、当該変更に係るものに限る。)

イ 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設

ロ ト (略)

四・五 (略)

2・4 (略)

(使用前検査の申請)

第五条 法第四十六条第一項の検査(以下「使用前検査」という。

第六号の使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法の変更に係る場合にあっては処分する核燃料物質の種類ごとの売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法を記載し、法第四十条第二項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあっては第一条の二第二項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては第一条の二第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。

2・3 (略)

(設計及び工場の方法の認可の申請)

第二条 法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工場の方法(第七条の二に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による再処理施設に関する設計及び工場の方法(再処理施設の変更の場合にあっては、当該変更に係るものに限る。)

イ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設

ロ ト (略)

四・五 (略)

2・4 (略)

(使用前検査の申請)

第五条 法第四十六条第一項の規定により、再処理施設の工事(第

〔を〕を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 一五 (略)
2・3 (略)

(使用前検査の実施)

第六条 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 (略)
- 二 使用済燃料の受入施設若しくは貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立に関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。
- 三 計測制御系統施設、放射線管理施設又はその他の再処理施設の組立に関する事項 それぞれの施設が完成したとき。
- 四 (略)

(使用前検査合格証)

第七条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたとときは、使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査の実施)

第七条の四 法第四十六条の二第一項の検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一 一四 (略)

(溶接検査実施要領書)

第七条の七の二 (略)

七条の二に規定する再処理施設であつて溶接をするものの溶接を〔除く。〕及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 一五 (略)
2・3 (略)

(使用前検査の実施)

第六条 法第四十六条第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 (略)
- 二 使用済燃料の受入れ施設若しくは貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立に関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。
- 三 計測制御系統施設、放射線管理施設、その他の再処理施設の組立に関する事項 それぞれの施設が完成したとき。
- 四 (略)

(使用前検査合格証)

第七条 原子力規制委員会は、法第四十六条第一項の使用前検査に合格したと認めたとときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査の実施)

第七条の四 法第四十六条の二第一項の溶接検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一 一四 (略)

(溶接検査実施要領書)

第七条の七の二 (略)

2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十六条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第七条の八 原子力規制委員会は、法第四十六条の二第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第七条の十 法第四十六条の二の三第一項の検査(以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 一三 (略)

2 三 (略)

(廃止措置中の施設定期検査)

第七条の十の二 (略)

2 前項の場合においては、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設について、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期に施設定期検査を行うものとする。

(略)

(施設定期検査合格証)

第七条の十一 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

2 (略)

2 原子力規制委員会は、第七条の七第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十六条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第七条の八 原子力規制委員会は、法第四十六条の二第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第七条の十 法第四十六条の二の三第一項の規定により再処理施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 一三 (略)

2 三 (略)

(廃止措置中の施設定期検査)

第七条の十の二 (略)

2 前項の場合においては、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設について、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期に法第四十六条の二の三第一項の検査(以下「施設定期検査」という。)を行うものとする。

(略)

(施設定期検査合格証)

第七条の十一 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る施設定期検査合格証を交付する。

2 (略)

		(記録)	
		第八条 法第四十七条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。	
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	
一 再処理施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	(略)	(略)	
ロ 施設定期検査の結果	(略)	(略)	
ハ 第十二条の規定による検査の結果	(略)	検査終了後五年が経過するまでの期間	
二 放射線管理記録 イ 再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合であつて、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときを除く。）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使	毎日操作中一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合にあつては、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在するときは、毎日一回とし、同号	(略)	

		(記録)	
		第八条 法第四十七条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。	
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	
一 再処理施設の検査記録 イ 法第四十六条第一項の規定による使用前検査の結果	(略)	(略)	
ロ 法第四十六条の二の三第一項の規定による施設定期検査の結果	(略)	(略)	
ハ 第十二条の規定による施設定期自主検査の結果	(略)	施設定期自主検査終了後五年が経過するまでの期間	
二 放射線管理記録 イ 再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合であつて、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときを除く。）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使	毎日操作中一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合にあつては、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在するときは、毎日一回とし、第十九条の五第一項第五	(略)	

用済燃料を廃止措置対象施設から搬出したときを（除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（同項の認可を受け、全ての使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及び特定廃液（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をいう。第十二条の四、第十七条、第十九条の五及び第十九条の十五において同じ。）をガラスにより容器に固型化した物（以下この条及び第十九条の十五において「ガラス固化体」という。）を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率

当する部分が存在しないときは、毎週一回とする。

（略）
（略）

（略）
（略）

用済燃料を廃止措置対象施設から搬出したときを（除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及び特定廃液（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をいう。第十二条の四、第十七条、第十九条の五及び第十九条の十五において同じ。）をガラスにより容器に固型化した物（以下この条及び第十九条の十五において「ガラス固化体」という。）を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率

号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときは、毎週一回とする。

（略）
（略）

（略）
（略）

<p>含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録</p>	(略)	(略)
<p>2 2 7 (略)</p> <p>イ ハ (略)</p> <p>(管理区域への立入制限等)</p> <p>第九条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>一 管理区域については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。</p> <p>ロ ニ (略)</p> <p>二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。</p> <p>三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。</p> <p>(線量等に関する措置)</p>		

<p>含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ。）の記録</p>	(略)	(略)
<p>2 2 7 (略)</p> <p>イ ハ (略)</p> <p>(管理区域への立入制限等)</p> <p>第九条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>一 管理区域については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 壁、さく等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講ずること。</p> <p>ロ ニ (略)</p> <p>二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。</p> <p>三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 境界にさく又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。</p> <p>(線量等に関する措置)</p>		

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(工場又は事業所内の運搬)

第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四〇十 (略)

2〇4 (略)

(工場又は事業所内の廃棄)

第十六条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一〇八 (略)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(工場又は事業所内の運搬)

第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四〇十 (略)

2〇4 (略)

(工場又は事業所内の廃棄)

第十六条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一〇八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 (略)

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ (略)

十二 (略)

(防護措置)

第十六条の三 法第四十八条第二項の規定により、再処理事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)	(略)
三～六 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに次号及び第十三号に掲げるものを除く。）	
十～十四 (略)	

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

十 (略)

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ (略)

十二 (略)

(防護措置)

第十六条の三 法第四十八条第二項の規定により、再処理事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)	(略)
三～六 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）	
十～十四 (略)	

2・3 (略)

(評価の結果等の届出)

第十九条の三の三 法第五十条の四の二第三項の規定による届出をしようとする者は、同条第一項の評価(以下「安全性向上評価」という。)をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項(以下「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 (略)

(届出事項)

第十九条の三の四 法第五十条の四の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 安全性向上評価に係る再処理施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第十九条の三の五 法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ (略)

ロ 当該再処理施設について、法第五十条第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(評価の結果等の届出)

第十九条の三の三 法第五十条の四の二第三項の規定による届出をしようとする者は、法第五十条の四の二第一項の評価(以下「安全性向上評価」という。)をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項(以下「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 (略)

(届出事項)

第十九条の三の四 法第五十条の四の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 当該安全性向上評価に係る再処理施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第十九条の三の五 法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ (略)

ロ 当該再処理施設について、法第五十条の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ (略)

二・三 (略)

(評価の結果等の公表)
第十九条の三の六 法第五十条の四の二第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第十九条の五 (略)

2 4 (略)

5 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十九条の六 (略)

2 3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第十九条の九 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(旧再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十九条の十三 法第五十一条第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者は、第十九条の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)

(評価の結果等の公表)
第十九条の三の六 法第五十条の四の二第五項の規定による公表は、法第五十条の四の二第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第十九条の五 (略)

2 4 (略)

5 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十九条の六 (略)

2 3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第十九条の九 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(旧再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十九条の十三 法第五十一条第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第五十一条第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第十九条の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)

第十九条の十五 (略)

2 前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち使用済燃料、核燃料物質、使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及びガラス固化体の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

- 一 使用済燃料の受入施設
- 二 七 (略)

(事故故障等の報告)

第十九条の十六 法第六十二条の三の規定により、再処理事業者(旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 七 (略)

八 再処理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)

イ 漏えいした液体状の使用済燃料等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

- ロ・ハ (略)
- 九 十二 (略)

(危険時の措置)

第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

- 一 (略)
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応

第十九条の十五 (略)

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる施設のうち使用済燃料、核燃料物質、使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及びガラス固化体の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

- 一 使用済燃料の受入施設
- 二 七 (略)

(事故故障等の報告)

第十九条の十六 法第六十二条の三の規定により、再処理事業者(旧再処理事業者等を含む。以下次条及び第二十一条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 七 (略)

八 再処理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)

イ 漏えいした液体状の使用済燃料等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

- ロ・ハ (略)
- 九 十二 (略)

(危険時の措置)

第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

- 一 (略)
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応

じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の方が立ち入ることを禁止すること。

三 (略)

四 使用済燃料等による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 (略)

(報告の徴収)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第一項及び前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわ張り標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の方が立ち入ることを禁止すること。

三 (略)

四 使用済燃料等による汚染が生じた場合には、すみやかに、そのひろがり防止及び除去を行なうこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、すみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 (略)

(報告の徴収)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第一項及び第二項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

○ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）（第九条関係）

改正案	現行
<p>（危険時の措置） 第六条 法第六十四条第一項（原子力事業者等が工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合に限る。）の規定により、原子力事業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。 一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、その場所の周囲に縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。 二 四（略）</p>	<p>（危険時の措置） 第六条 法第六十四条第一項（原子力事業者等が工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合に限る。）の規定により、原子力事業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。 一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、その場所の周囲になわを張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。 二 四（略）</p>

○ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）（第十条関係）

改正案	現行
<p>（L型輸送物に係る技術上の基準）</p> <p>第四条 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。</p> <p>三（略）</p> <p>（A型輸送物に係る技術上の基準）</p> <p>第五条 A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていること。</p> <p>四 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。</p> <p>五（略）</p> <p>（B M型輸送物に係る技術上の基準）</p> <p>第六条 B M型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。</p>	<p>（L型輸送物に係る技術上の基準）</p> <p>第四条 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。</p> <p>三（略）</p> <p>（A型輸送物に係る技術上の基準）</p> <p>第五条 A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていること。</p> <p>四 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。</p> <p>五（略）</p> <p>（B M型輸送物に係る技術上の基準）</p> <p>第六条 B M型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。</p>

こと。

五 (略)

(BU型輸送物に係る技術上の基準)

第七条 BU型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす。

一 三 (略)

四 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じることがないこと。

五 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は核燃料物質等の冷却が行われる構造であること。

六 (略)

六 (略)

(核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準)

第十一条 核分裂性物質を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物(原子力規制委員会の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。)は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、第五条第三号に定める基準に適合するもの(I P | 1型輸送物又はI P | 2型輸送物として運搬する場合に限る。)及び次の各号に掲げる技術上の基準に適合するもの(原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物として運搬する場合を除く。)でなければならぬ。

一 二 (略)

三 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じることがないこと。ただし、運搬中に予想される最も低い温度が特定できる場合は、この限りでない。

一 二 (略)

(確認を要する核燃料物質等)

第十八条 (略)

こと。

五 (略)

(BU型輸送物に係る技術上の基準)

第七条 BU型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす。

一 三 (略)

四 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じることがないこと。

五 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は核燃料物質等の冷却が行われる構造であること。

六 (略)

六 (略)

(核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準)

第十一条 第四条第九号に規定する核分裂性物質を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物(原子力規制委員会の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。)は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、第五条第三号に定める基準に適合するもの(I P | 1型輸送物又はI P | 2型輸送物として運搬する場合に限る。)及び次の各号に掲げる技術上の基準に適合するもの(原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物として運搬する場合を除く。)でなければならぬ。

一 二 (略)

三 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じることがないこと。ただし、運搬中に予想される最も低い温度が特定できる場合は、この限りでない。

一 二 (略)

(確認を要する核燃料物質等)

第十八条 (略)

2 令第四十八条の表第一号口の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質は、核分裂性物質（原子力規制委員会の定めるものを除く。）とする。

(容器承認の申請)

第二十一条 (略)

2 前項第二号に掲げる書類については、原子力規制委員会の定めるところにより、輸送容器の設計及び同項第一号の核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第三条から第十五条までに定める技術上の基準に適合すると原子力規制委員会が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

3 (略)

(危険時の措置)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

2 令第四十八条の表第一号口の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質は、第四条第九号に規定する核分裂性物質（原子力規制委員会の定めるものを除く。）とする。

(容器承認の申請)

第二十一条 (略)

2 前項第二号に掲げる書類については、原子力規制委員会の定めるところにより、輸送容器の設計及び前項第一号の核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第三条から第十五条までに定める技術上の基準に適合すると原子力規制委員会が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

3 (略)

(危険時の措置)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

改正案	現行
<p>（変更の許可の申請）</p> <p>第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハに定める事項を記載すること。</p> <p>二 三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更）</p> <p>第六条 法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であつて、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。</p>	<p>（変更の許可の申請）</p> <p>第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第二十条の三第三項の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハに定める事項を記載すること。</p> <p>二 三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更）</p> <p>第六条 法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であつて、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。</p>

<p>一 (略)</p> <p>二 第三条第一項第二号ト(1)の気体廃棄物の廃棄施設、同号ト(2)の液体廃棄物の廃棄設備又は同号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に二以上存する発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(使用前検査合格証)</p> <p>第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。</p> <p>(燃料体検査合格証)</p> <p>第三十条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第一項の検査に合格したと認めるときは、燃料体検査合格証を交付する。</p> <p>(輸入燃料体検査合格証)</p> <p>第三十四条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第四項の検査に合格したと認めるときは、輸入燃料体検査合格証を交付する。</p> <p>(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)</p> <p>第四十五条 法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(施設定期検査の申請)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第三条第一項第二号ト(1)の気体廃棄物の廃棄施設、同号ト(2)の液体廃棄物の廃棄設備又は同号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に二以上存する発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備当該施設等の全部又は一部を共用するもの</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(使用前検査合格証)</p> <p>第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。</p> <p>(燃料体検査合格証)</p> <p>第三十条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第一項の検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。</p> <p>(輸入燃料体検査合格証)</p> <p>第三十四条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第四項の検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る輸入燃料体検査合格証を交付する。</p> <p>(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)</p> <p>第四十五条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(施設定期検査の申請)</p>
---	--

第四十六条 法第四十三条の三の十五の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一、四（略）
二、七（略）

（施設定期検査の実施時期）

第四十八条 法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、特定重要発電用原子炉施設についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降三月を超えない時期とする。

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合、その指定した時期）とする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その認可の日以降三月を超えない時期とする。

（施設定期検査を要しない場合）

第四十九条 法第四十三条の三の十五ただし書の原子力規制委員会

第四十六条 法第四十三条の三の十五第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一、四（略）
二、七（略）

（施設定期検査の実施時期）

第四十八条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、特定重要発電用原子炉施設についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降三月を超えない時期とする。

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合、その指定した時期）とする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その認可の日以降三月を超えない時期とする。

（施設定期検査を要しない場合）

第四十九条 法第四十三条の三の十五第一項ただし書の原子力規制

規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2・3 (略)

(定期事業者検査の実施時期)

第五十五条 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、第四十八条第一項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二 (略)

2 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの(施設定期検査を受けるべきものを除く。)にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3 5 (略)

(運転計画)

第六十四条 (略)

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日まで法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は同条第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日(同条第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定

委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2・3 (略)

(定期事業者検査の実施時期)

第五十五条 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、第四十八条又は第四十九条の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二 (略)

2 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの(施設定期検査を受けるべきものを除く。)にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3 5 (略)

(運転計画)

第六十四条 (略)

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日まで法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日(法第四十三条の三の八第五項の規定によ

により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間（）を経過後速やかに届け出るものとする。

3・4 (略)

(記録)

第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 (略)	(略)	(略)
二 運転記録（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）	(略)	(略)
イ ト (略)	(略)	(略)
チ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の日時	(略)	(略)
リ ヌ (略)	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)
四 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録	(略)	(略)
イ ロ (略)	(略)	(略)
ハ 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、	(略)	(略)

り短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間（）を経過後速やかに届け出るものとする。

3・4 (略)

(記録)

第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 (略)	(略)	(略)
二 運転記録（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）	(略)	(略)
イ ト (略)	(略)	(略)
チ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しや断及び運転停止の日時	(略)	(略)
リ ヌ (略)	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)
四 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録	(略)	(略)
イ ロ (略)	(略)	(略)
ハ 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充てんした後の湿度並びに充てんした不活性ガスの成	(略)	(略)

<p>量及び圧力</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>五〇十二 (略)</p> <p>十三 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。)の記録</p> <p>イハ (略)</p>	(略)	(略)
--	-----	-----

2 〇7 (略)

(管理区域への立入制限等)

第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保安区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

2 (線量等に関する措置)

第七十九条 (略)

<p>分、量及び圧力</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>五〇十二 (略)</p> <p>十三 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ)の記録</p> <p>イハ (略)</p>	(略)	(略)
--	-----	-----

2 〇7 (略)

(管理区域への立入制限等)

第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保安区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

2 (線量等に関する措置)

第七十九条 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置(以下「保守管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 第一号又は前号に規定する保守管理方針に従つて達成すべき保守管理の目標(第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。)を定めること。

四 七 (略)

2 (略)

(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置(以下「保守管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 第一号又は第二号に規定する保守管理方針に従つて達成すべき保守管理の目標(第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。)を定めること。

四 七 (略)

2 (略)

(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の

保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動をを行うために必要な計画を策定すること。
- 二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。
- 四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六 (略)

(発電用原子炉の運転)

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 八 (略)

九 運転上の制限(保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。第百三十四条において同じ。)を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、同条第五号に掲げるときを除く。

十・十一 (略)

(工場又は事業所において行われる運搬)

保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動をを行うために必要な計画を策定すること。
- 二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。
- 四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六 (略)

(発電用原子炉の運転)

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 八 (略)

九 運転上の制限(保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下第百三十四条において同じ。)を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四号第五号に掲げるときを除く。

十・十一 (略)

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に關し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四・九 (略)

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2
4 (略)

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、当該廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二・八 (略)

第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に關し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四・九 (略)

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2
4 (略)

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、当該廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二・八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 (略)

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するとき、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。

ロ (略)

十二 (略)

(防護措置)

第九十一条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一〇六 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除 く。）	(略)
十・十一 (略)	(略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

十 (略)

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するとき、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器にき裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。

ロ (略)

十二 (略)

(防護措置)

第九十一条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一〇六 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを 除く。）	(略)
十・十一 (略)	(略)

2・3 (略)

(保安規定)

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

一 二十 (略)

二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十二 二十八 (略)

2 (略)

3 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 十七 (略)

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）

十九 二十七 (略)

4・5 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第九十三条 (略)

2 前項に掲げるもののほか、法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。
一 次に掲げる操作（施設定期検査の際に行うものに限る。）を行う場合

2・3 (略)

(保安規定)

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

一 二十 (略)

二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十二 二十八 (略)

2 (略)

3 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 十七 (略)

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）

十九 二十七 (略)

4・5 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第九十三条 (略)

2 前項に掲げるもののほか、法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。
一 次に掲げる操作（施設定期検査の際に行うものに限る。）を行う場合

<p>イ (略)</p> <p>ロ 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取出し及び装荷のための操作をいう。）</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(評価の結果等の届出)</p> <p>第九十九条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第九十九条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地</p> <p>(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)</p> <p>第九十九条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。</p> <p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取出し及び装荷のための操作をいう。）</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(評価の結果等の届出)</p> <p>第九十九条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第九十九条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地</p> <p>(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)</p> <p>第九十九条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。</p> <p>イ (略)</p>
<p>イ (略)</p> <p>ロ 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取り出し及び装荷のための操作をいう。）</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(評価の結果等の届出)</p> <p>第九十九条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第九十九条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地</p> <p>(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)</p> <p>第九十九条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。</p> <p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取り出し及び装荷のための操作をいう。）</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(評価の結果等の届出)</p> <p>第九十九条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第九十九条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地</p> <p>(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)</p> <p>第九十九条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。</p> <p>イ (略)</p>

ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ (略)

二・三 (略)

(評価の結果等の公表)

第九十九条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)

第二百二十六条 (略)

2 前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 四 (略)

(申請書及び添付書類)

第二百二十八条 前条の申請は、次の各号に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。

一 次の事項を記載した申請書

イ (略)

ロ 記録保存業務（第六十七条第五項の規定に基づき引渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地

ハ・ニ (略)

二 八 (略)

ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ (略)

二・三 (略)

(評価の結果等の公表)

第九十九条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)

第二百二十六条 (略)

2 前項の場合においては、法第四十三条の三の十五第一項の検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 四 (略)

(申請書及び添付書類)

第二百二十八条 前条の申請は、次の各号に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。

一 次の事項を記載した申請書

イ (略)

ロ 記録保存業務（第六十七条第五項の規定に基づき引き渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地

ハ・ニ (略)

二 八 (略)

(事故故障等の報告)

第三百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第三百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一〇八 (略)

九 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)が管理区域外で漏えいしたとき。

十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

一〇九 (略)

(危険時の措置)

第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 (略)

(事故故障等の報告)

第三百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。以下次条及び第三百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一〇八 (略)

九 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この項において「核燃料物質等」という。)が管理区域外で漏えいしたとき。

十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

一〇九 (略)

(危険時の措置)

第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 (略)

別表第一（第八条、第十一条関係）	
工事の種類	認可を要するもの
一（略） 二 変更の工事 （一）（略） （二）発電用原 子炉の基数 の増加の工 事以外の変 更の工事であ つて、次の 発電用原 子炉施設に 係るもの 1、4（略） 5 放射性 廃棄物の 廃棄施設	（略） （略）
1 改造（中欄に掲 げるものを除く。）で あつて、気体、液体 若しくは固体廃棄物 貯蔵設備（ポンプを 除く。）、気体、液 体若しくは固体廃棄 物処理設備（ポンプ 、圧縮機、送風機、 排風機及びブロワを 除く。）、堰（トモ） の設備又は原子炉格 納容器本体外の廃棄 物貯蔵設備若しくは 廃棄物処理設備から	（略）

別表第一（第八条、第十一条関係）	
工事の種類	認可を要するもの
一（略） 二 変更の工事 （一）（略） （二）発電用原 子炉の基数 の増加の工 事以外の変 更の工事であ つて、次の 発電用原 子炉施設に 係るもの 1、4（略） 5 放射性 廃棄物の 廃棄施設	（略） （略）
1 改造（中欄に掲 げるものを除く。）で あつて、気体、液体 若しくは固体廃棄物 貯蔵設備（ポンプを 除く。）、気体、液 体若しくは固体廃棄 物処理設備（ポンプ 、圧縮機、送風機、 排風機及びブロワを 除く。）、堰（トモ） の設備又は原子炉格 納容器本体外の廃棄 物貯蔵設備若しくは 廃棄物処理設備から	（略）

6・7 (略)	8 その他	発電用原	子炉の附	属施設	(1) (略)	(2) 常用 電源設	備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1 4 (略)	5 送電線引出口の 遮断器(需要設備 (電気事業法施行 令(昭和四十年政 令第二百六号)第 二十七条第三項の 表第十三号に規定 する需要設備をい う。以下同じ。) と電氣的に接続す るためのものを除 く。)であつて、 電圧三十万ボルト 以上のものの設置 (ガス遮断器又は ガス遮断器以外の 遮断器に替え、ガ	2 (略)	の流体状の放射性廃 棄物の漏えいの検出 装置若しくは自動警 報装置に係るもの
6・7 (略)	8 その他	発電用原	子炉の附	属施設	(1) (略)	(2) 常用 電源設	備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1 4 (略)	5 送電線引出口の 遮断器(需要設備 (電気事業法施行 令(昭和四十年政 令第二百六号)第 二十七条の表第十 三号に規定する需 要設備をいう。以 下同じ。)と電氣 的に接続するため のものを除く。) であつて、電圧三 十万ボルト以上の ものの設置(ガス 遮断器又はガス遮 断器以外の遮断器 に替え、ガス遮断	2 (略)	の流体状の放射性廃 棄物の漏えいの検出 装置若しくは自動警 報装置に係るもの

各発電用 原子炉施 設に共通 原子炉本 体	(略)	記載すべき事項 設備別記載事項（認可 の申請又は届出に係る 工事の内容に係るもの に限る。）	添付書類（認可の 申請又は届出に係 る工事の内容に関 係あるものに限 る。）	別表第二（第九条、第十二条関係）	(3) ～ (9) (略)	ス遮断器を設置す る場合を除く。） 6 ～ 8 (略)
		記載すべき事項 設備別記載事項（認可 の申請又は届出に係る 工事の内容に係るもの に限る。）	添付書類（認可の 申請又は届出に係 る工事の内容に関 係あるものに限 る。）			
(略)		加圧水型発電用原子炉 施設に係るものにあつ ては、次の事項 1～4 (略) 5 原子炉容器に係る 次の事項 (1)・(2) (略) (3) 原子炉容器付属 構造物に係る次の 事項 イ 原子炉容器蓋 管台の名称、種 類、最高使用圧	(略)	(略)	(略)	(略)

各発電用 原子炉施 設に共通 原子炉本 体	(略)	記載すべき事項 設備別記載事項（認可 の申請又は届出に係る 工事の内容に係るもの に限る。）	添付書類（認可の 申請又は届出に係 る工事の内容に関 係あるものに限 る。）	別表第二（第九条、第十八条関係）	(3) ～ (9) (略)	器を設置する場合 を除く。） 6 ～ 8 (略)
		記載すべき事項 設備別記載事項（認可 の申請又は届出に係る 工事の内容に係るもの に限る。）	添付書類（認可の 申請又は届出に係 る工事の内容に関 係あるものに限 る。）			
(略)		加圧水型発電用原子炉 施設に係るものにあつ ては、次の事項 1～4 (略) 5 原子炉容器に係る 次の事項 (1)・(2) (略) (3) 原子炉容器付属 構造物に係る次の 事項 イ 原子炉容器ふ た管台の名称、 種類、最高使用	(略)	(略)	(略)	(略)

放射性廃
棄物の廃
棄施設

力、最高使用温
度、主要寸法、
材料及び個数
口 (略)
6・7 (略)
(4) (略)
1・2 (略)
3 堰その他の設備に
係る次の事項
(1) 原子炉格納容器
本体外に設置され
る流体状の放射性
廃棄物(気体状の
ものを除く。以下
同じ。)を内包す
る容器(放射性物
質の濃度が三七
キロベクレル毎立
方センチメートル
以上の流体状の放
射性廃棄物を内包
するものに限る。
)からの流体状の
放射性廃棄物の漏
えいの拡大を防止
するために施設す
る堰の名称、主要
寸法、材料及び取
付箇所並びに床面
及び壁面の塗装の

(略)
(略)

放射性廃
棄物の廃
棄施設

圧力、最高使用
温度、主要寸法
、材料及び個数
口 (略)
6・7 (略)
(4) (略)
1・2 (略)
3 堰その他の設備に
係る次の事項
(1) 原子炉格納容器
本体外に設置され
る流体状の放射性
廃棄物(気体状の
ものを除く。以下
同じ。)を内包す
る容器(放射性物
質の濃度が三七
キロベクレル毎立
方センチメートル
以上の流体状の放
射性廃棄物を内包
するものに限る。
)からの流体状の
放射性廃棄物の漏
えいの拡大を防止
するために施設す
る堰の名称、主要
寸法、材料及び取
付箇所並びに床面
及び壁面の塗装の

(略)
(略)

		<p>(2) 範囲及び材料 原子炉格納容器 本体外に設置され る流体状の放射性 廃棄物を内包する 容器からの流体状 の放射性廃棄物の 施設外への漏えい を防止するために 施設する堰（放射 性廃棄物運搬用容 器にあつては、流 体状の放射性廃棄 物の施設外への漏 えいを防止するた めに施設する設備 ）の名称、主要寸 法、材料及び取付 箇所並びに床面及 び壁面の塗装の範 囲及び材料</p>	(略)
<p>様式第5 (第138条関係) (裏面)</p>			
<p>第68条 [同上] 1～6 [同上] 7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のため に認められたものと解してはならない。 8～15 [同上]</p>			

		<p>(2) 範囲及び材料 原子炉格納容器 本体外に設置され る流体状の放射性 廃棄物を内包する 容器からの流体状 の放射性廃棄物の 施設外への漏えい を防止するために 施設する堰（放射 性廃棄物運搬用容 器にあつては、流 体状の放射性廃棄 物の施設外への漏 えいを防止するた めに施設する設備 ）の名称、主要寸 法、材料及び取付 箇所並びに床面及 び壁面の塗装の範 囲及び材料</p>	(略)
<p>様式第5 (第138条関係) (裏面)</p>			
<p>第68条 [同上] 1～6 [同上] 7 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のため に認められたものと解してはならない。 8～15 [同上]</p>			



○ 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）（第十二条関係）

改正案	現行
<p>（適用）</p> <p>第一条 この規則は、船舶に設置する試験研究用等原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び外国原子力船に設置された試験研究用等原子炉について適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）</p> <p>第三条 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 原子炉本体の構造及び設備</p> <p>（イ）炉心</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）燃料体の最大挿入量</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>（ロ）（略）</p> <p>（二）（略）</p>	<p>（適用）</p> <p>第一条 この省令は、船舶に設置する試験研究用等原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び外国原子力船に設置された試験研究用等原子炉について適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）</p> <p>第三条 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 原子炉本体の構造及び設備</p> <p>（イ）炉心</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）燃料体の最大そう入量</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>（ロ）（略）</p> <p>（二）（略）</p>

(ホ) 放射線遮蔽体の構造

(ハ) (略)

ニ、又 (略)

三 (略)

四 法第二十三条第二項第七号の試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。

五 (略)

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一、十一 (略)

3 (略)

(外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請)

第四条 法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の試験研究用等原子炉の熱出力、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備並びに使用済燃料の処分の方法については、それぞれ前条第一項第一号、第二号及び第五号の規定を準用する。

2・3 (略)

第六条 令第十五条の変更の許可の申請書の記載については、前条第一項の規定を準用する。

2・3 (略)

第七条 (設計及び工事の方法の認可の申請)
(略)

(ホ) 放射線しゃやへい体の構造

(ハ) (略)

ニ、又 (略)

三 (略)

四 法第二十三条第二項第七号の試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定そう入量及び燃焼量を記載すること。

五 (略)

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十一条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一、十一 (略)

3 (略)

(外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請)

第四条 法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の原子炉の熱出力、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備並びに使用済燃料の処分の方法については、前条第一項第一号、第二号及び第五号の規定を準用する。

2・3 (略)

第六条 令第十五条の変更の許可の申請書の記載については、前条第一項第一号の規定を準用する。

2・3 (略)

第七条 (設計及び工事の方法の認可の申請)
(略)

<p>第十八条 法第三十三条第一項に規定する期間は、熱出力が百キロ</p> <p>(許可の取消し)</p>	<p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項(附帯陸上施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。)について計算によつて説明した書類を添付しなければならない。</p> <p>一 放射線遮蔽</p> <p>二 四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(使用前検査の申請)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。</p> <p>(施設定期検査の技術上の基準)</p> <p>第十五条 法第二十九条第二項に規定する性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 附帯陸上施設の放射線遮蔽その他の性能が、法第二十八条第一項の検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。</p> <p>二 (略)</p> <p>(運転計画)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に、試験研究用等原子炉ごとに、別記様式第一により作成し、原子力規制委員会に届け出るものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>第十八条 法第三十三条第一項に規定する期間は、熱出力が百キロ</p> <p>(許可の取消し)</p>	<p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項(附帯陸上施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。)について計算によつて説明した書類を添付しなければならない。</p> <p>一 放射線しゃへい</p> <p>二 四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(使用前検査の申請)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書及び第二項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。</p> <p>(施設定期検査の技術上の基準)</p> <p>第十五条 法第二十九条第二項に規定する性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 附帯陸上施設の放射線遮蔽その他の性能が、法第二十八条の検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。</p> <p>二 (略)</p> <p>(運転計画)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に、原子炉ごとに、別記様式第一により作成し、原子力規制委員会に届け出るものとする。</p> <p>4 (略)</p>

ワット以下の試験研究用等原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた日から二年、熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉の場合においては同項の許可を受けた日から五年とする。

(記録)

第十九条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 放射線管理記録	(略)	(略)
イ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	(略)	(略)
ロ・ハ (略)	(略)	(略)
ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。)	(略)	(略)
ハ 放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三ヶ月間の線量並びに本人の申出等により試験研究用等原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務	(略)	(略)

ワット以下の試験研究用等原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた日から二年、熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉の場合においては法第二十三条第一項の許可を受けた日から五年とする。

(記録)

第十九条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 放射線管理記録	(略)	(略)
イ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率	(略)	(略)
ロ・ハ (略)	(略)	(略)
ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。)	(略)	(略)
ハ 放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三ヶ月間の線量並びに本人の申出等により試験研究用等原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線	(略)	(略)

<p>従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p> <p>ホ↵ヌ (略)</p> <p>五↵九 (略)</p> <p>十 第二十七条の二に規定する防護措置の記録</p> <p>イ↵へ (略)</p> <p>ト 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況</p>	(略)	(略)
<p>チ・リ (略)</p> <p>2↵6 (略)</p> <p>7 第一項の表第四号チ及びリ並びに第七号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>(管理区域への立入制限等)</p> <p>第二十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者(以下「試験研究用等原子炉設置者等」という。)は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 管理区域については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ず</p>	(略)	(略)

<p>業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p> <p>ホ↵ヌ (略)</p> <p>五↵九 (略)</p> <p>十 第二十七条の二に規定する防護措置の記録</p> <p>イ↵へ (略)</p> <p>ト 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況</p>	(略)	(略)
<p>チ・リ (略)</p> <p>2↵6 (略)</p> <p>7 第一項の表第四号チ及びリ並びに第七号イからニまでの記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>(管理区域への立入制限等)</p> <p>第二十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者(以下「試験研究用等原子炉設置者等」という。)は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 管理区域については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 壁、さく等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を</p>	(略)	(略)

ること。

ロ(ニ) (略)

二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第二十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、試験研究用等原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、試験研究用等原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある試験研究用等原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能とされた者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者等に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(試験研究用等原子炉の運転)

第二十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

一(三) (略)

四 緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転すること。

講ずること。

ロ(ニ) (略)

二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第二十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、試験研究用等原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、試験研究用等原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある試験研究用等原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能とされた者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者等に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(試験研究用等原子炉の運転)

第二十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

一(三) (略)

四 緊急しや断が起こつた場合には、しや断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転すること。

五〇七 (略)

(原子力船等内の運搬)

第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四〇九 (略)

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

二〇四 (略)

(原子力船等内の廃棄)

第二十七条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一〇八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

五〇七 (略)

(原子力船等内の運搬)

第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四〇九 (略)

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

二〇四 (略)

(原子力船等内の廃棄)

第二十七条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一〇八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 亀裂又は破損が生ずるおそれがないものであること。
ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 (略)

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損等が生じた場合に備え、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 二 (略)

十二 十四 (略)

(防護措置)

第二十七条の二 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、周辺防護区域を定め、当該周辺防護区域を柵等の障壁によつて区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。

三 八 (略)

九 防護区域若しくは周辺防護区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳

ロ き裂又は破損が生ずるおそれがないものであること。
ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

十 (略)

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損等が生じた場合に備え、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 二 (略)

十二 十四 (略)

(防護措置)

第二十七条の二 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、周辺防護区域を定め、当該周辺防護区域をさく等の障壁によつて区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。

三 八 (略)

九 防護区域若しくは周辺防護区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ かぎ及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ かぎ又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎ

重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十 (略)

十一 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下この号において「見張人の詰所」という。）を設置すること。

ロ 二 (略)

十二 五 (略)

3 六 (略)

(原子力船の入港の届出)

第二十八条 法第三十六条の二第一項又は第二項の規定により、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとする者は、立ち入らせようとする日の六十日前（法第二十三条第二項第三号、第五号及び第八号に掲げる事項を変更しないで同一の港に二回以上立ち入らせる場合の二回目以後にあつては、二十日前）までに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 港内及び港の付近における喫水

六 十三 (略)

十四 港内において燃料体を試験研究用等原子炉に挿入し、又は使用済燃料を原子炉から取り出す場合にあつては、その挿入又は取出しの方法

2 3 (略)

(事故故障等の報告)

第三十五条 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次条において

を嚴重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十 (略)

十一 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所を設置すること。

ロ 二 (略)

十二 五 (略)

3 六 (略)

(原子力船の入港の届出)

第二十八条 法第三十六条の二第一項又は第二項の規定により、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとする者は、立ち入らせようとする日の六十日前（法第二十三条第二項第三号、第五号及び第八号に掲げる事項を変更しないで同一の港に二回以上立ち入らせる場合の二回目以後にあつては、二十日前）までに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 港内及び港の付近におけるきつ水

六 十三 (略)

十四 港内において燃料体を試験研究用等原子炉にそう入し、又は使用済燃料を原子炉から取り出す場合にあつては、そのそう入又は取出しの方法

2 3 (略)

(事故故障等の報告)

第三十五条 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次条において

同じ。)は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一〇七 (略)

八 核燃料物質等が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

九・十 (略)

(危険時の措置)

第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 (略)

同じ。)は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一〇七 (略)

八 核燃料物質等が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

九・十 (略)

(危険時の措置)

第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわを張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 (略)

○ 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）（第十三条関係）

改正案	現行
<p>（溶接後熱処理） 第十一条（略） 2 前項の規定にかかわらず、別表第四の区分の欄に掲げる区分（母材の区分及び溶接部により区分されるものをいう。）のいずれかに該当する溶接部であつて、その厚さが、当該区分に対応する同表の溶接部の厚さの欄に掲げる範囲内の厚さであり、母材の炭素含有量が、当該区分に対応する同表の母材の炭素含有量の欄に掲げる範囲内の量であるもの（別表第一に掲げるP―一、P―三からP―五まで、P―七、P―九A、P―九B、P―十一A及びP―十一Bのいずれかに属する母材（以下「フェライト系鋼材」という。）の溶接部であつて、厚さが十ミリメートルを超え、かつ、曲げ加工前に溶接が行われたもの並びに同表に掲げるP―一、P―三、P―四、P―五及びP―七のいずれかに属する母材で作られた第二種容器の溶接部であつて、直径が六十一ミリメートル以上の穴に取り付けられる第四種継手の溶接部又は扉の穴枠等を取り付ける溶接部を除く。）について、当該区分に対応する同表の予熱温度の欄に掲げる温度で予熱をする場合は、溶接後熱処理を行わないこととすることができる。</p>	<p>（溶接後熱処理） 第十一条（略） 2 前項の規定にかかわらず、別表第四の区分の欄に掲げる区分（母材の区分及び溶接部により区分されるものをいう。）のいずれかに該当する溶接部であつて、その厚さが、当該区分に対応する同表の溶接部の厚さの欄に掲げる範囲内の厚さであり、母材の炭素含有量が、当該区分に対応する同表の母材の炭素含有量の欄に掲げる範囲内の量であるもの（別表第一に掲げるP―一、P―三からP―五まで、P―七、P―九A、P―九B、P―十一A及びP―十一Bのいずれかに属する母材（以下「フェライト系鋼材」という。）の溶接部であつて、厚さが十ミリメートルを超え、かつ、曲げ加工前に溶接が行われたもの並びに同表に掲げるP―一、P―三、P―四、P―五及びP―七のいずれかに属する母材で作られた第二種容器の溶接部であつて、直径が六十一ミリメートル以上の穴に取り付けられる第四種継手の溶接部又はとびらの穴枠等を取り付ける溶接部を除く。）について、当該区分に対応する同表の予熱温度の欄に掲げる温度で予熱をする場合は、溶接後熱処理を行わないこととすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（加工施設内における溢水による損傷の防止）</p> <p>第五条の六 安全機能を有する施設が加工施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第七条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するよう施設しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。</p> <p>三 六 （略）</p> <p>七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ （略）</p>	<p>（加工施設内における溢水による損傷の防止）</p> <p>第五条の六 安全機能を有する施設が加工施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第七条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するよう施設しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。</p> <p>三 六 （略）</p> <p>七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ （略）</p>

[

○ 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）（第十五条関係）

改正案	現行
<p>(安全設備)</p> <p>第十三条 安全設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を發揮することができものであること。</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>(溢水による損傷の防止)</p> <p>第十三条の二 試験研究用等原子炉施設が、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一次冷却材の排出)</p> <p>第十八条 放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号の設備から排出される放射性物質を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るよう施設しなければならない。</p> <p>(廃棄物処理設備)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれが</p>	<p>(安全設備)</p> <p>第十三条 安全設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を發揮することができものであること。</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>(溢水による損傷の防止)</p> <p>第十三条の二 試験研究用等原子炉施設が、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一次冷却材の排出)</p> <p>第十八条 放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号の設備から排出される放射性物質を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るよう施設しなければならない。</p> <p>(廃棄物処理設備)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれが</p>

ある部分に限る。)は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 (略)

二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。

三 施設外に通じる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

(カバークラスの取扱い)

第四十六条 (略)

2 カバークラスを取り扱う系統には、圧力が過度に上昇することを防止し得る設備を施設しなければならない。

3 放射性物質を含むカバークラスを通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るように施設しなければならない。

ある部分に限る。)は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 (略)

二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。

三 施設外に通じる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

(カバークラスの取扱い)

第四十六条 (略)

2 カバークラスを取り扱う系統には、圧力が過度に上昇することを防止し得る設備を施設しなければならない。

3 放射性物質を含むカバークラスを通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るように施設しなければならない。

改正案	現行
<p>（再処理施設内における溢水による損傷の防止）</p> <p>第五条の六 安全機能を有する施設が再処理施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第七条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>（換気）</p> <p>第九条 再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところに</p>	<p>（再処理施設内における溢水による損傷の防止）</p> <p>第五条の六 安全機能を有する施設が再処理施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第七条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>（換気）</p> <p>第九条 再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところに</p>

<p>より換気設備を施設しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(使用済燃料の貯蔵施設等)</p> <p>第十三条 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>より換気設備を施設しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持しうるものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(使用済燃料の貯蔵施設等)</p> <p>第十三条 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

○ 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）（第十七条関係）

改正案	現行
<p>(定義) 第一条の二 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 「ピット処分」とは、地上又は地表から深さ五十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第一の上欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（次のいずれかの方法に限る。）により最終的に処分することをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五 十一 (略)</p> <p>(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請) 第二条 法第五十一条の二第二項の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 廃棄物埋設施設の一般構造</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 耐津波構造（第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規</p>	<p>(定義) 第一条の二 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 「ピット処分」とは、地上又は地表から深さ五十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第一の上欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（次のいずれかの方法に限る。）により最終的に処分することをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五 十一 (略)</p> <p>(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請) 第二条 法第五十一条の二第二項の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 廃棄物埋設施設の一般構造</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 耐津波構造（第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規</p>

則第三十号) 第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

(3) (略)

ハ・ニ (略)

ホ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備

(1) (2) (略)

(3) 受け入れる放射性廃棄物の最大受入れ能力

ヘ・ト (略)

三 (略)

四 法第五十一条の二第二項第五号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

五 (略)

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 第二種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入れ計画及び予定埋設数量

ハ・ニ (略)

二〇九 (略)

3 (略)

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

則第三十号) 第五条に規定する津波に対して第二種廃棄物埋設施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

(3) (略)

ハ・ニ (略)

ホ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備

(1) (2) (略)

(3) 受け入れる放射性廃棄物の最大受入れ能力

ヘ・ト (略)

三 (略)

四 法第五十一条の二第二項第五号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

五 (略)

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 第二種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入れ計画及び予定埋設数量

ハ・ニ (略)

二〇九 (略)

3 (略)

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設的位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第二項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

二 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 変更に係る廃棄物埋設施設による第二種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量

ハ・ニ (略)

二〇七 (略)

3 (略)

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第六条 法第五十一条の六第一項に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準(以下「廃棄物埋設施設等の技術上の基準」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設的位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第二項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

二 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 変更に係る廃棄物埋設施設による第二種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入れ計画及び予定埋設数量

ハ・ニ (略)

二〇七 (略)

3 (略)

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第六条 法第五十一条の六第一項に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準(以下「廃棄物埋設施設等の技術上の基準」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの

放射能の総量が、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条及び第八条において「申請書等」という。）に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないこと。

二 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所（廃棄物埋設地を次項第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設を行おうとする区画）にたまつている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 (略)

四 廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において空隙が残らないように措置すること。

五 五 (略)

2 ピット処分（第一条の二第二項第四号イに掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設施設等の技術上の基準は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一 (略)

四 埋設時においては、外周仕切設備及び前号の内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五 (略)

3 ピット処分（第一条の二第二項第四号ロに掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設施設等の技術上の基準は、第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一 (略)

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

放射能の総量が、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条、第六条の三及び第八条において「申請書等」という。）に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないこと。

二 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所（廃棄物埋設地を次項第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設を行おうとする区画。以下この号において同じ。）にたまつている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 (略)

四 廃棄物埋設地は、土砂等を充てんすることにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において空隙が残らないように措置すること。

五 五 (略)

2 ピット処分（第一条の二第二項第四号イに掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設施設等の技術上の基準は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一 (略)

四 埋設時においては、外周仕切設備及び第三号の内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五 (略)

3 ピット処分（第一条の二第二項第四号ロに掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設施設等の技術上の基準は、第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一 (略)

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 ピット処分を行う場合

イ〜ハ (略)

三 (略)

2 廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一〜六 (略)

七 容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示したものであること。

3 コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準については、前項第二号の規定を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 当該コンクリート等廃棄物に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

(確認証の交付)

第九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）をしたときは、確認証を交付する。

(記録)

第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 ピット処分を行う場合

イ〜ハ (略)

三 (略)

2 廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一〜六 (略)

七 容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示したものであること。

3 コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準については、第二項第二号の規定を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 当該コンクリート等廃棄物に関して前条の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

(確認証の交付)

第九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）をしたときは、当該申請に係る確認証を交付する。

(記録)

第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（事業所内の運搬）

第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 (略)

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三 八 (略)

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2 4 (略)

（事業所内の廃棄）

第十九条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われ

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（事業所内の運搬）

第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 (略)

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三 八 (略)

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2 4 (略)

（事業所内の廃棄）

第十九条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われ

る放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならぬ。

一、六 (略)

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 亀裂又は破損が生ずるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

八 (略)

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ・ハ (略)

十、十四 (略)

(防護措置)

第十九条の三 法第五十一条の十六第四項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならぬ。

一・二 (略)	(略)
三、六 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から	(略)

る放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならぬ。

一、六 (略)

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ き裂又は破損が生ずるおそれがないものであること。

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

八 (略)

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ・ハ (略)

十、十四 (略)

(防護措置)

第十九条の三 法第五十一条の十六第四項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならぬ。

一・二 (略)	(略)
三、六 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から	(略)

一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ
毎時を超えていたもの並びに次号及び第十三号に
掲げるものを除く。）

十、十四（略）

2、4（略）

（保安規定）

第二十条（略）

2（略）

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

4・5（略）

（保安規定の遵守状況の検査）

第二十条の二（略）

2 前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二、四（略）

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一・二（略）

三 令第三十七条第六号の変更予定時期については、放射能の減衰に依りて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措

一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ
毎時を超えていたもの並びに第十号及び第十三号
に掲げるものを除く。）

十、十四（略）

2、4（略）

（保安規定）

第二十条（略）

2（略）

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は第二項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

4・5（略）

（保安規定の遵守状況の検査）

第二十条の二（略）

2 前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二、四（略）

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一・二（略）

三 令第三十七条第六号の変更予定時期については、放射能の減衰に依りて行う周辺監視区域又は第十七条に規定する措置の変

<p>置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 次の事項を記載した事業計画書</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第二種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二〇七 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(核物質防護規定の遵守状況の検査)</p> <p>第二十二条の三 (略)</p> <p>2 前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 事務所又は事業所への立入り</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第二十二条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。</p> <p>(廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>第二十二条の八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。</p> <p>(廃止措置の終了の確認の申請)</p>	<p>更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 次の事項を記載した事業計画書</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第二種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入れ計画及び予定埋設数量</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二〇七 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(核物質防護規定の遵守状況の検査)</p> <p>第二十二条の三 (略)</p> <p>2 前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第二十二条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。</p> <p>(廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>第二十二条の八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。</p> <p>(廃止措置の終了の確認の申請)</p>
---	---

第二十二條の十一 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第二十二條の十三 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二條の十五 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に係るものに限る。)は、第二十二條の八の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事故故障等の報告)

第二十二條の十七 法第六十二條の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者(旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七條において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 (略)

三 廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

四・七 (略)

八 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことによ

第二十二條の十一 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第二十二條の十三 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二條の十五 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項の規定により、法第五十一條の二十六第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に係るものに限る。)は、第二十二條の八の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事故故障等の報告)

第二十二條の十七 法第六十二條の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者(旧廃棄事業者等を含む。以下次条及び第二十七條において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 (略)

三 廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮へい機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

四・七 (略)

八 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことによ

り、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

九〇十一 (略)

(報告の徴収)

第二十七条 (略)

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

り、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

九〇十一 (略)

(報告の徴収)

第二十七条 (略)

2 第一項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

○ 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）（第十八条 関係）

改正案	現行
<p>（廃棄物管理の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第五十一条の二第二項の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ニ 放射性廃棄物の受入施設の構造及び設備</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p>(3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入れ能力</p> <p>ホ（略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次の事項を記載した事業計画書</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の放射性廃棄物の種類別の予定受入量</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p> <p>三（略）</p>	<p>（廃棄物管理の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第五十一条の二第二項の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ニ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p>(3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入れ能力</p> <p>ホ（略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次の事項を記載した事業計画書</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の放射性廃棄物の種類別の予定受入れ量</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p> <p>三（略）</p>

(変更の許可の申請)

第三条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の放射性廃棄物の種類の予定受入量

ハ・ホ (略)

二・七 (略)

3 (略)

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第四条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法(第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法(特定廃棄物管理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。)

イ (略)

ロ 放射性廃棄物の受入施設

ハ・ホ (略)

四・五 (略)

2 3 4 (略)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

(変更の許可の申請)

第三条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の放射性廃棄物の種類の予定受入れ量

ハ・ホ (略)

二・七 (略)

3 (略)

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第四条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法(第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法(特定廃棄物管理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。)

イ (略)

ロ 放射性廃棄物の受入れ施設

ハ・ホ (略)

四・五 (略)

2 3 4 (略)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第六条 法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他廃棄物管理施設の保全上支障のない変更とする。

（使用前検査の申請）

第七条 法第五十一条の八第一項の検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 一五（略）
- 二 三（略）

（使用前検査の実施）

第八条 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一（略）
- 二 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設に限る。）の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。
- 三・四（略）

（使用前検査実施要領書）

第九条の三 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を

第六条 法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十一条の七第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線しゃやへい物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他廃棄物管理施設の保全上支障のない変更とする。

（使用前検査の申請）

第七条 法第五十一条の八第一項の規定により、特定廃棄物管理施設の工事（第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 一五（略）
- 二 三（略）

（使用前検査の実施）

第八条 法第五十一条の八第一項の使用前検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一（略）
- 二 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設に限る。）の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。
- 三・四（略）

（使用前検査実施要領書）

第九条の三 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を

受けた場合には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査合格証)

第十条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査の実施)

第十三条 法第五十一条の九第一項の検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるときごとに行う。

一 四 (略)

(溶接検査を要しない場合)

第十四条 法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第二条第一項第二号トに規定する廃棄物管理設備の附属施設のうち的主要な実験設備に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合

二 (略)

(溶接検査実施要領書)

第十六条の二 (略)

2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

受けた場合(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査合格証)

第十条 原子力規制委員会は、法第五十一条の八第一項の使用前検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)に合格したと認めるときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査の実施)

第十三条 法第五十一条の九第一項の溶接検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるときごとに行う。

一 四 (略)

(溶接検査を要しない場合)

第十四条 法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第二条第一項第二号チに規定する廃棄物管理設備の附属施設のうち的主要な実験設備に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合

二 (略)

(溶接検査実施要領書)

第十六条の二 (略)

2 原子力規制委員会は、第十六条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第十七条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第十九条 法第五十一条の十第一項の検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 三 (略)
- 二 三 (略)

(施設定期検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

(記録)

第二十六条 法第五十一条の十五の規定による記録(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 特定廃棄物管理施設の検査記録	(略)	(略)
イ 使用前検査の結果	(略)	(略)

(溶接検査合格証等)

第十七条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の溶接検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第十九条 法第五十一条の十第一項の規定により令第三十五条第二号に掲げる特定廃棄物管理施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 三 (略)
- 二 三 (略)

(施設定期検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の十第一項の施設定期検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る施設定期検査合格証を交付する。

(記録)

第二十六条 法第五十一条の十五の規定による記録(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 特定廃棄物管理施設の検査記録	(略)	(略)
イ 法第五十一条の八第一項の	(略)	(略)

ロ 施設定期検査の結果	(略)	(略)	規定による使用前検査の結果	(略)	(略)
ハ 第三十条の規定による検査の結果	(略)	検査終了後五年が経過するまでの期間	規定による施設定期検査の結果	(略)	施設定期自主検査終了後五年が経過するまでの期間
二 放射線管理記録	(略)	(略)	二 放射線管理記録	(略)	(略)
イ 廃棄物管理設備本体（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	(略)	(略)	イ 廃棄物管理設備本体（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	(略)	(略)
三 九（略）	(略)	(略)	三 九（略）	(略)	(略)
十 第三十三条の三に規定する防護措置の記録	(略)	(略)	十 第三十三条の三に規定する防護措置の記録	(略)	(略)
イ（略） ロ 第三十三条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	(略)	(略)	イ（略） ロ 第三十三条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	(略)	(略)
ハ（略）	(略)	(略)	ハ（略）	(略)	(略)

十一 (略)	(略)	(略)
十二 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録		
イハ (略)		

257 (略)

(管理区域への立入制限等)

第二十七条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 管理区域については、次の措置を講ずること。
 - イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。
 - ロニ (略)
- 二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。
 - イ (略)
 - ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

2 (線量等に関する措置)
第二十八条 (略)

十一 (略)	(略)	(略)
十二 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ。）の記録		
イハ (略)	(略)	(略)

257 (略)

(管理区域への立入制限等)

第二十七条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 管理区域については、次の措置を講ずること。
 - イ 壁、さく等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講ずること。
 - ロニ (略)
- 二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。
 - イ (略)
 - ロ 境界にさく又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

2 (線量等に関する措置)
第二十八条 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(廃棄物管理施設の施設定期自主検査)

第三十条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。)に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 廃棄物管理施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物管理事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された廃棄物管理施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

(事業所内の運搬)

第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 (略)

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(廃棄物管理施設の施設定期自主検査)

第三十条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。)に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 廃棄物管理施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物管理事業者は、当該認可若しくは法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された廃棄物管理施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

(事業所内の運搬)

第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 (略)

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三〇八 (略)

九 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

二〇四 (略)

(事業所内の廃棄)

第三十三条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一〇六 (略)

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

八 (略)

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三〇八 (略)

九 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

二〇四 (略)

(事業所内の廃棄)

第三十三条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一〇六 (略)

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

八 (略)

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃

棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は收容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ・ハ (略)
十 十三 (略)

(防護措置)

第三十三条の三 法第五十一条の十六第四項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)	(略)
三 六 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの並びに次号及び第十三号に 掲げるものを除く。）	(略)
十 十四 (略)	(略)

2 4 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第三十四条の二 (略)

2 前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二 四 (略)

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第三十五条の二の二 (略)

棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は收容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ・ハ (略)
十 十三 (略)

(防護措置)

第三十三条の三 法第五十一条の十六第四項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)	(略)
三 六 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの並びに第十号及び第十三号 に掲げるものを除く。）	(略)
十 十四 (略)	(略)

2 4 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第三十四条の二 (略)

2 前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 四 (略)

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第三十五条の二の二 (略)

<p>2 前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 事務所又は事業所への立入り</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>2 前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り</p> <p>二 四 (略)</p>
<p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第三十五条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。</p>	<p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第三十五条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。</p>
<p>(廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>第三十五条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。</p>	<p>(廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>第三十五条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。</p>
<p>(廃止措置の終了の確認の申請)</p> <p>第三十五条の十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。</p>	<p>(廃止措置の終了の確認の申請)</p> <p>第三十五条の十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。</p>
<p>(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>第三十五条の十四 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に係る者に限る。)は、第三十五条の七の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>第三十五条の十四 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第五十一条の二十六第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に係る者に限る。)は、第三十五条の七の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第三十五条の十六 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第三十五条の十六 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事</p>

業者（旧廃棄事業者等（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）を含む。次条及び第四十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 （略）

三 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物管理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。

四 七 （略）

八 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ （略）

九 十二 （略）

業者（旧廃棄事業者等（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）を含む。以下次条及び第四十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 （略）

三 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮へい機能若しくは廃棄物管理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。

四 七 （略）

八 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ （略）

九 十二 （略）

○ 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）（第十九条 関係）

改正案	現行
<p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>（受入施設又は管理施設）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>（放射線管理施設）</p> <p>第十五条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて替えることができる。</p>	<p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>（受入れ施設又は管理施設）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>（放射線管理施設）</p> <p>第十五条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて替えることができる。</p>

2
一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率
二五 (略)

2
一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率
二五 (略)

改正案	現行
<p>（変更の許可の申請）</p> <p>第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第七号に掲げる区分によって記載すること。</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更）</p> <p>第六条 法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であつて、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。</p>	<p>（変更の許可の申請）</p> <p>第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第七号に掲げる区分によって記載すること。</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更）</p> <p>第六条 法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であつて、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。</p>

一 (略)

二 第三条第一項第二号ト(1)の気体廃棄物の廃棄施設、同号ト(2)の液体廃棄物の廃棄設備又は同号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの

三・四 (略)

(使用前検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(燃料体検査合格証)

第三十条 原子力規制委員会は、燃料体検査に合格したと認めるときは、燃料体検査合格証を交付する。

(運転計画)

第五十九条 (略)

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日まで
に法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は同条第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日(同条第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間)を経過後速やかに届け出るものとする。

3・4 (略)

一 (略)

二 第三条第一項第二号ト(1)の気体廃棄物の廃棄施設、同項第二号ト(2)の液体廃棄物の廃棄設備又は同項第二号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの

三・四 (略)

(使用前検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

(燃料体検査合格証)

第三十条 原子力規制委員会は、燃料体検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。

(運転計画)

第五十九条 (略)

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日まで
に法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日(法第四十三条の三の八第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間)を経過後速やかに届け出るものとする。

3・4 (略)

<p>含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録</p>	(略)	(略)
2 2 7 (略)	(略)	
(線量等に関する措置)		
第七十四条 (略)		
2 (略)		
<p>3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p>	一・二 (略)	<p>三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>
(発電用原子炉施設の保守管理)		
<p>第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	一・二 (略)	

<p>含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ。）の記録</p>	(略)	(略)
2 2 7 (略)	(略)	
(線量等に関する措置)		
第七十四条 (略)		
2 (略)		
<p>3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p>	一・二 (略)	<p>三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>
(発電用原子炉施設の保守管理)		
<p>第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	一・二 (略)	

三 第一号又は前号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標(第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。)を定めること。

四〇七 (略)

2 (略)

(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第七十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。
- 四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六 (略)

(発電用原子炉の運転)

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電

三 第一号又は第二号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標(第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。)を定めること。

四〇七 (略)

2 (略)

(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第七十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。
- 四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六 (略)

(発電用原子炉の運転)

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電

用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一〇五 (略)

六 運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。第百二十九条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、同条第五号に掲げるときを除く。

七・八 (略)

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第八十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〇八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

一〇五 (略)

(防護措置)

第八十六条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一〇六 (略)

用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一〇五 (略)

六 運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下第百二十九条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百二十九条第五号に掲げるときを除く。

七・八 (略)

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第八十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〇八 (略)

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

一〇五 (略)

(防護措置)

第八十六条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一〇六 (略)

七・八 (略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号
ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から
一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ
毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除
く。）

(略)

2・3 (略)

(保安規定)

第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規
定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は
事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを
記載した申請書を提出しなければならない。

一 一二十 (略)

二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のため
の活動を行う体制の整備に関する事。

二十二 二十八 (略)

2 (略)

3 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は
、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画
に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の
二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲
げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければ
ならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 一十七 (略)

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための
活動を行う体制の整備に関する事（廃止措置対象施設内に第
百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く
。）。

十九 二十七 (略)

七・八 (略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号
ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から
一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ
毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを
除く。）

(略)

2・3 (略)

(保安規定)

第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規
定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は
事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを
記載した申請書を提出しなければならない。

一 一二十 (略)

二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のため
の活動を行う体制の整備に関する事。

二十二 二十八 (略)

2 (略)

3 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は
、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画
に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の
二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲
げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければ
ならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 一十七 (略)

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための
活動を行う体制の整備に関する事（廃止措置対象施設内に第
百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く
。）。

十九 二十七 (略)

4・5 (略)	(保安規定の遵守状況の検査)	第八十八条 (略)	2 前項に掲げるもののほか、法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。	一 (略)	二 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取出し及び装荷のための操作をいう。）	三 (略)	3 (略)	(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)	第八十九条 (略)	2 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	一 七 (略)	八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書	九・十 (略)	3 (略)	(評価の結果等の届出)	第九十四条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。	2 (略)	(届出事項)
4・5 (略)	(保安規定の遵守状況の検査)	第八十八条 (略)	2 前項に掲げるもののほか、法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。	一 (略)	二 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取り出し及び装荷のための操作をいう。）	三 (略)	3 (略)	(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)	第八十九条 (略)	2 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	一 七 (略)	八 核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書	九・十 (略)	3 (略)	(評価の結果等の届出)	第九十四条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。	2 (略)	(届出事項)

第九十四条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九十四条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ (略)

- ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十九第四項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ (略)

二・三 (略)

(評価の結果等の公表)

第九十四条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第一百十二条 法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければなら

第九十四条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 当該安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九十四条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ (略)

- ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十九第四項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ (略)

二・三 (略)

(評価の結果等の公表)

第九十四条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第一百十二条 法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければなら

い。

一 三 (略)

四 変更に係る前条第一項第四号から第十一号までに掲げる事項

五 (略)

2 4 (略)

(申請書及び添付書類)

第二百二十三条 前条の申請は、次に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。

一 次の事項を記載した申請書

イ (略)

ロ 記録保存業務(第六十二条第五項の規定に基づき引渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地

ハ・ニ (略)

二 八 (略)

(事故故障等の報告)

第二百二十九条 第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第三百三十一条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 八 (略)

九 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)が管理区域外で漏えいしたとき。

十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいし

い。

一 三 (略)

四 変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項

五 (略)

2 4 (略)

(申請書及び添付書類)

第二百二十三条 前条の申請は、次に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。

一 次の事項を記載した申請書

イ (略)

ロ 記録保存業務(第六十二条第五項の規定に基づき引き渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地

ハ・ニ (略)

二 八 (略)

(事故故障等の報告)

第二百二十九条 第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。以下次条及び第三百三十一条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 八 (略)

九 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この項において「核燃料物質等」という。)が管理区域外で漏えいしたとき。

十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいし

た物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 ロ・ハ (略)
 十一～十四 (略)

(危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 (略)
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- 三～六 (略)

別表第一(第八条、第十一条関係)

一 (略) 二 変更の工事 (一) (略) (二) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であつて、次の発電用原子炉施設に係るもの	認可を要するもの (略)	事前届出を要するもの
--	-----------------	------------

た物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 ロ・ハ (略)
 十一～十四 (略)

(危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 (略)
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわを張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- 三～六 (略)

別表第一(第八条、第十一条関係)

一 (略) 二 変更の工事 (一) (略) (二) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であつて、次の発電用原子炉施設に係るもの	認可を要するもの (略)	事前届出を要するもの
--	-----------------	------------

(2) 常用	(1) 属 子 発 8 施 炉 電 所 設 の 用 其 附 原 他	6 ・ 7 (略)	5 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	1 4 (略)
1 4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略) 2 (略) 1 改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、気体、液体若しくは固体廃棄物貯蔵設備（ポンプを除く。）、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（ポンプ、圧縮機、送風機、排風機及びブロワを除く。）、堰その他の設備又は原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備若しくは廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置若しくは自動警報装置に係るもの

(2) 常用	(1) 属 子 発 8 施 炉 電 所 設 の 用 其 附 原 他	6 ・ 7 (略)	5 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	1 4 (略)
1 4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略) 2 (略) 1 改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、気体、液体若しくは固体廃棄物貯蔵設備（ポンプを除く。）、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（ポンプ、圧縮機、送風機、排風機及びブロワを除く。）、堰その他の設備又は原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備若しくは廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置若しくは自動警報装置に係るもの

	放射性廃棄物の廃棄施設	設に共通
--	-------------	------

	<p>(1) 原子炉格納容器に係る次の事項</p> <p>3 1・2 (略)</p> <p>堰その他の設備に 本体外に設置される流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を内包する容器（放射性物質の濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。）からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料</p> <p>(2) 原子炉格納容器本体外に設置され</p>	
--	---	--

の溢水防護に関する説明書
(略)
(略)
(略)

	放射性廃棄物の廃棄施設	設に共通
--	-------------	------

	<p>(1) 原子炉格納容器に係る次の事項</p> <p>3 1・2 (略)</p> <p>堰その他の設備に 本体外に設置される流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を内包する容器（放射性物質の濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。）からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料</p> <p>(2) 原子炉格納容器本体外に設置され</p>	
--	---	--

の溢水防護に関する説明書
(略)
(略)
(略)

(略)

4
5
6

(略)

(略)

る流体状の放射性
廃棄物を内包する
容器からの流体状
の放射性廃棄物の
施設外への漏えい
を防止するため
に施設する堰（放射
施設する堰（放射
性廃棄物運搬用容
器にあつては、流
体状の放射性廃棄
物の施設外への漏
えいを防止するた
めに施設する設備
の名称、主要寸
法、材料及び取付
箇所並びに床面及
び壁面の塗装の範
囲及び材料

(略)

(略)

4
5
6

(略)

(略)

る流体状の放射性
廃棄物を内包する
容器からの流体状
の放射性廃棄物の
施設外への漏えい
を防止するため
に施設する堰（放射
施設する堰（放射
性廃棄物運搬用容
器にあつては、流
体状の放射性廃棄
物の施設外への漏
えいを防止するた
めに施設する設備
の名称、主要寸
法、材料及び取付
箇所並びに床面及
び壁面の塗装の範
囲及び材料

(略)

○ 加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十三号）（第二十一条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 「加工第三種機器」とは、加工施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 六ふつ化ウランの加熱容器</p> <p>ハ (略)</p> <p>八 二十八 (略)</p> <p>(特殊な方法による溶接)</p> <p>第二条 この規則の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすることにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 「加工第三種機器」とは、加工施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 六ふつ化ウランの加熱容器</p> <p>ハ (略)</p> <p>八 二十八 (略)</p> <p>(特殊な方法による溶接)</p> <p>第二条 この省令の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすることにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この省令の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>（特定核燃料物質の運搬に關し取決めが必要な事項）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 防護区域の境界を柵等の障壁によつて区画し、及び防護区域の出入口の数をできるだけ少なくすること又はこれと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずること。</p> <p>ハ・二（略）</p> <p>3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 防護区域の境界を柵等の障壁によつて区画し、防護区域の出入口の数をできるだけ少なくし、及び防護区域を、警備人に常時監視させ若しくは人の侵入を監視するための装置により常時監視すること又はこれと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずること。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（特定核燃料物質の運搬に關し取決めが必要な事項）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 防護区域の境界をさく等の障壁によつて区画し、及び防護区域の出入口の数をできるだけ少なくすること又はこれと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずること。</p> <p>ハ・二（略）</p> <p>3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 防護区域の境界をさく等の障壁によつて区画し、防護区域の出入口の数をできるだけ少なくし、及び防護区域を、警備人に常時監視させ若しくは人の侵入を監視するための装置により常時監視すること又はこれと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずること。</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「管理区域」とは、核燃料物質の貯蔵施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(技術上の基準)</p> <p>第二条 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十条第一項に規定する核燃料物質の貯蔵の技術上の基準（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、受託貯蔵者で原子力規制委員会の定めるものについては、第三号、第九号から第十二号まで及び第十四号の規定は、適用しない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 六ふつ化ウランの貯蔵は、六ふつ化ウランが漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 管理区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「管理区域」とは、核燃料物質の貯蔵施設（次条において単に「貯蔵施設」という。）の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(技術上の基準)</p> <p>第二条 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十条第一項に規定する核燃料物質の貯蔵の技術上の基準（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、受託貯蔵者で原子力規制委員会の定めるものについては、第三号、第九号から第十二号まで及び第十四号の規定は、適用しない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 六ふつ化ウランの貯蔵は、六ふつ化ウランが漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 管理区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を</p>

講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者の指示に従わせること。

ロ(ニ) (略)

七 周辺監視区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

八(十四) (略)

第三条 法第六十条第一項に規定する核燃料物質の貯蔵の技術上の基準（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一(六) (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。）	
十 (略)	

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護

講ずること。

イ 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者の指示に従わせること。

ロ(ニ) (略)

七 周辺監視区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界にさく又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

八(十四) (略)

第三条 法第六十条第一項に規定する核燃料物質の貯蔵の技術上の基準（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一(六) (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを除く。）	
十 (略)	

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護

をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を柵等の障壁によって区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。

三〇八（略）

九 防護区域若しくは周辺防護区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十〇十七（略）

三〇四（略）

（危険時の措置）

第四条 法第六十四条第一項の規定により、受託貯蔵者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

一 貯蔵施設に火災が起こり、又は貯蔵施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二（略）

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、貯蔵施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四〇六（略）

二〇三（略）

をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域をさく等の障壁によって区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。

三〇八（略）

九 防護区域若しくは周辺防護区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ かぎ及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ かぎ又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎを厳重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十〇十七（略）

三〇四（略）

（危険時の措置）

第四条 法第六十四条第一項の規定により、受託貯蔵者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

一 核燃料物質の貯蔵施設に火災が起こり、又は核燃料物質の貯蔵施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二（略）

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、核燃料物質の貯蔵施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四〇六（略）

二〇三（略）

○ 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百二十二号）（第二十四条関係）

改正案	現行
<p>（使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第四十三条の四第二項の使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第四十三条の四第二項第四号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ニ 使用済燃料の受入施設の構造及び設備</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）最大受入能力</p> <p>ホ（略）</p> <p>チ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>五（略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十二條第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次の事項を記載した事業計画書</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 使用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の使用済燃料の種類別の予定受払量</p> <p>ハ（略）</p> <p>ホ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>十（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（変更の許可の申請）</p>	<p>（使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第四十三条の四第二項の使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第四十三条の四第二項第四号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ニ 使用済燃料の受入れ施設の構造及び設備</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）最大受入れ能力</p> <p>ホ（略）</p> <p>チ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>五（略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十二條第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次の事項を記載した事業計画書</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 使用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の使用済燃料の種類別の予定受払い量</p> <p>ハ（略）</p> <p>ホ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>十（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（変更の許可の申請）</p>

第三条 (略)

2 法第四十三条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係る前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の使用済燃料の種類別の予定受払量

ハ〜ホ (略)

三〜八 (略)

3 (略)

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第四条 法第四十三条の八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法(第十一条に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法(使用済燃料貯蔵施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。)

イ (略)

ロ 使用済燃料の受入施設

ハ〜ヘ (略)

四〜五 (略)

2〜4 (略)

第三条 (略)

2 法第四十三条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係る前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 変更に係る使用済燃料貯蔵施設による使用済燃料の貯蔵の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の使用済燃料の種類別の予定受入れ量

ハ〜ホ (略)

三〜八 (略)

3 (略)

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第四条 法第四十三条の八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法(第十一条に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法(使用済燃料貯蔵施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。)

イ (略)

ロ 使用済燃料の受入れ施設

ハ〜ヘ (略)

四〜五 (略)

2〜4 (略)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第六条 法第四十三条の八第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量の値を大きくしないものその他使用済燃料貯蔵施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の申請)

第七条 法第四十三条の九第一項の検査(以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 五 (略)

2・3 (略)

(使用前検査の実施)

第八条 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 (略)

二 使用済燃料貯蔵設備本体、使用済燃料の受入れ施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

三・四 (略)

(使用前検査合格証)

第十条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたとときは、使用前検査合格証を交付する。

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第六条 法第四十三条の八第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の八第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線しゃへい物の側壁における線量の値を大きくしないものその他使用済燃料貯蔵施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の申請)

第七条 法第四十三条の九第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設の工事(第十一条に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものの溶接を除く。)及び性能について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 五 (略)

2・3 (略)

(使用前検査の実施)

第八条 法第四十三条の九第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 (略)

二 使用済燃料貯蔵設備本体、使用済燃料の受入れ施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

三・四 (略)

(使用前検査合格証)

第十条 原子力規制委員会は、法第四十三条の九第一項の使用前検査に合格したと認めたとときは、当該申請に係る使用前検査合格証

を交付する。

(溶接検査の実施)

第十三条 法第四十三条の十第一項の検査は、次に掲げる工程ごとに行う。

一 四 (略)

(溶接検査実施要領書)

第十六条の二 (略)

2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の十第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第十七条 原子力規制委員会は、法第四十三条の十第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第十九条 法第四十三条の十一第一項の検査(以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)

2 3 (略)

(施設定期検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

(溶接検査の実施)

第十三条 法第四十三条の十第一項の溶接検査は、次に掲げる工程ごとに行う。

一 四 (略)

(溶接検査実施要領書)

第十六条の二 (略)

2 原子力規制委員会は、第十六条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の十第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第十七条 原子力規制委員会は、法第四十三条の十第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第十九条 法第四十三条の十一第一項の規定により使用済燃料貯蔵施設の性能について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)

2 3 (略)

(施設定期検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、法第四十三条の十一第一項の施設定期検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る施設定期検査合格証を交付する。

		(記録)	
		第二十七条 法第四十三条の十七の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。	
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	
一 使用済燃料貯蔵施設の検査記録	(略)	(略)	
イ 使用前検査の結果	(略)	(略)	
ロ 施設定期検査の結果	(略)	(略)	
ハ 第三十二条の規定による検査の結果	(略)	検査終了後五年が経過するまでの期間	
二 貯蔵記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)	(略)	(略)	
イ ㄅチ (略)	(略)	(略)	
リ 貯蔵の終了まで密封し	(略)	(略)	
たまま貯蔵するための構造を有する容器(溶接により密封する構造のものを除く。)	(略)	(略)	
に封入して貯蔵する場合にあっては次	(略)	(略)	

		(記録)	
		第二十七条 法第四十三条の十七の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。	
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	
一 使用済燃料貯蔵施設の検査記録	(略)	(略)	
イ 法第四十三条の九第一項の規定による使用前検査の結果	(略)	(略)	
ロ 法第四十三条の十一第一項の規定による施設定期検査の結果	(略)	(略)	
ハ 第三十二条の規定による施設定期自主検査の結果	(略)	施設定期自主検査終了後五年が経過するまでの期間	
二 貯蔵記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)	(略)	(略)	
イ ㄅチ (略)	(略)	(略)	
リ 貯蔵の終了まで密封し	(略)	(略)	
たまま貯蔵するための構造を有する容器(溶接により密封する構造のものを除く。)	(略)	(略)	
に封入して貯蔵する場合にあっては次	(略)	(略)	

の記録

(1) 使用済燃料を封入した容器の記録

(i) (ii) (略)

(iii) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力

(2) (iv) (vii) (略)

三 放射線管理記録

イ 使用済燃料貯蔵設備本体（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率

ロ ヽル (略)

四 ヽ九 (略)

十 第三十六条に規定する防護措置の記録

イ (略)

ロ 第三十六条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

の記録

(1) 使用済燃料を封入した容器の記録

(i) (ii) (略)

(iii) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充てんした後の湿度並びに充てんした不活性ガスの成分、量及び圧力

(2) (iv) (vii) (略)

三 放射線管理記録

イ 使用済燃料貯蔵設備本体（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率

ロ ヽル (略)

四 ヽ九 (略)

十 第三十六条に規定する防護措置の記録

イ (略)

ロ 第三十六条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

<p>への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名</p> <p>ハヽリ (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の第二項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録</p> <p>イヽハ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---	------------	------------

<p>への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名</p> <p>ハヽリ (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の第二項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ。）の記録</p> <p>イヽハ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------	------------

に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らか場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第三十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査)

第三十二条 (略)

2 法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた使用済燃料貯蔵事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された使用済燃料貯蔵施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

(事業所内の運搬)

第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内の使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らか場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第三十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査)

第三十二条 (略)

2 法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた使用済燃料貯蔵事業者は、当該認可若しくは法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された使用済燃料貯蔵施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

(事業所内の運搬)

第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内の使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 九 (略)

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所(原子力規制委員会)の定める標識を取り付けること。

2 4 (略)

(事業所内の廃棄)

第三十五条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 六 (略)

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

八 (略)

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 九 (略)

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所(原子力規制委員会)の定める標識を取り付けること。

2 4 (略)

(事業所内の廃棄)

第三十五条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 六 (略)

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

八 (略)

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ・ハ (略)
 十 十二 (略)

(防護措置)

第三十六条 法第四十三条の十八第二項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)	
三 六 (略)	
七・八 (略)	
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。）	
十・十一 (略)	

2 (略)

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十四号から第十七号まで及び同項第二十号から第二十五号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、同項第五号中及び第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ・ハ (略)
 十 十二 (略)

(防護措置)

第三十六条 法第四十三条の十八第二項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)	
三 六 (略)	
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを除く。）	
十・十一 (略)	

2 (略)

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十四号から第十七号まで及び同項第二十号から第二十五号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、同項第五号中及び第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区

「と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十四号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

「と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十四号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

（保安規定の遵守状況の検査）

第三十八条（略）

2 法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二 四（略）

（核物質防護規定）

第四十一条 法第四十三条の二十五第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四（略）

十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第三十六条第二項第二十四号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

2（略）

十六 十八（略）

（保安規定の遵守状況の検査）

第三十八条（略）

2 法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 四（略）

（核物質防護規定）

第四十一条 法第四十三条の二十五第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四（略）

十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第三十六条第二項第二十四号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

2（略）

十六 十八（略）

- (核物質防護規定の遵守状況の検査)
- 第四十一条の二 (略)
- 2 法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。
- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二 四 (略)
- (型式指定の申請)
- 第四十三条の二の八 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 九 (略)
- 十 前条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- 十一 (略)
- 3 (略)
- (廃止措置計画の認可の申請)
- 第四十三条の三の二 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。
- (廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第四十三条の四 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。
- (廃止措置の終了の確認の申請)
- 第四十三条の七 (略)

- (核物質防護規定の遵守状況の検査)
- 第四十一条の二 (略)
- 2 法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。
- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 四 (略)
- (型式指定の申請)
- 第四十三条の二の八 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 九 (略)
- 十 第四十三条の二の七の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- 十一 (略)
- 3 (略)
- (廃止措置計画の認可の申請)
- 第四十三条の三の二 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。
- (廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第四十三条の四 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。
- (廃止措置の終了の確認の申請)
- 第四十三条の七 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第四十三條の十一 法第四十三條の二十八第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者は、第四十三條の四の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事故故障等の報告)

第四十三條の十三 法第六十二條の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。次条及び第四十八條において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 七 (略)

八 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)

イ 漏えいした液体状の使用済燃料等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき

ロ・ハ (略)

九 十二 (略)

(報告の徴収)

第四十八條 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第四十三條の十一 法第四十三條の二十八第四項において準用する法第十二條の七第四項の規定により、法第四十三條の二十八第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第四十三條の四の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事故故障等の報告)

第四十三條の十三 法第六十二條の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下次条及び第四十八條において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 七 (略)

八 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)

イ 漏えいした液体状の使用済燃料等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき

ロ・ハ (略)

九 十二 (略)

(報告の徴収)

第四十八條 (略)

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

2 第一項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

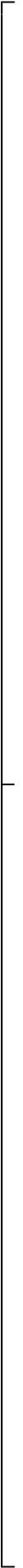
○ 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十三号）（第二十五条関係）

改正案	現行
<p>（換気）</p> <p>第九条の二 使用済燃料貯蔵施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>四 （略）</p> <p>（搬送設備及び受入設備）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>（廃棄施設）</p> <p>第十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一・三 （略）</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>五 （略）</p> <p>（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）</p> <p>第二十条 第十七条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二一又は X 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事</p>	<p>（換気）</p> <p>第九条の二 使用済燃料貯蔵施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>四 （略）</p> <p>（搬送設備及び受入れ設備）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>（廃棄施設）</p> <p>第十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一・三 （略）</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>五 （略）</p> <p>（フレキシブルディスクにはり付ける書面）</p> <p>第二十条 第十七条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二一又は X 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事</p>

一・二 (略) 項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 (略) 項を記載した書面をはり付けなければならない。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（運搬物確認の方法等）</p> <p>第四十六条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一ペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。ただし、原子力規制委員会は適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる運搬物を当該国から本邦内へ直接に運搬するときは、登録運搬物確認機関が運搬物確認業務規程で定めるところにより、ロに掲げる方法を省略することができる。</p> <p>イ 施行規則第十八条の十五第四項の申請書及び同項の書類（以下この項において「運搬物確認添付書類」という。）をもって確認を行うこと。</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 一ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 施行規則第十八条の十五第四項の申請書及び運搬物確認添付書類をもって確認を行うこと。</p> <p>ロ （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（運搬物確認の方法等）</p> <p>第四十六条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一ペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。ただし、原子力規制委員会は適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる運搬物を当該国から本邦内へ直接に運搬するときは、登録運搬物確認機関が運搬物確認業務規程で定めるところにより、ロに掲げる方法を省略することができる。</p> <p>イ 施行規則第十八条の十五第三項の申請書及び同項の書類（以下この項において「運搬物確認添付書類」という。）をもって確認を行うこと。</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 一ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 施行規則第十八条の十五第三項の申請書及び運搬物確認添付書類をもって確認を行うこと。</p> <p>ロ （略）</p> <p>2 （略）</p>



○ 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）（第二十七条関係）

改 正 案

現 行

<p>（適用範囲） 第一条 この規則は、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）について適用する。</p>	<p>（適用範囲） 第一条 この規則は、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）について適用する。</p>																												
<p>（記録の保管） 第七条 法第六十一条の二第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="550 188 582 1108">記録事項</td> <td data-bbox="502 188 550 1108">放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所</td> <td data-bbox="454 188 502 1108">評価単位ごとの重量</td> <td data-bbox="343 188 454 1108">放射能濃度の決定に当たり、放射性物質の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果</td> <td data-bbox="502 705 550 1108">記録すべき場合</td> <td data-bbox="502 952 550 1108">発生都度</td> <td data-bbox="502 952 550 1108">保存期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	記録事項	放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所	評価単位ごとの重量	放射能濃度の決定に当たり、放射性物質の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果	記録すべき場合	発生都度	保存期間								<p>（記録の保管） 第七条 法第六十一条の二第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="550 1108 582 2038">記録事項</td> <td data-bbox="502 1108 550 2038">放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所</td> <td data-bbox="454 1108 502 2038">評価単位ごとの重量</td> <td data-bbox="343 1108 454 2038">放射能濃度の決定に当たり、放射性物質の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果</td> <td data-bbox="502 1624 550 2038">記録すべき場合</td> <td data-bbox="502 1624 550 2038">発生つど</td> <td data-bbox="502 1870 550 2038">保存期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	記録事項	放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所	評価単位ごとの重量	放射能濃度の決定に当たり、放射性物質の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果	記録すべき場合	発生つど	保存期間							
記録事項	放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所	評価単位ごとの重量	放射能濃度の決定に当たり、放射性物質の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果	記録すべき場合	発生都度	保存期間																							
記録事項	放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所	評価単位ごとの重量	放射能濃度の決定に当たり、放射性物質の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果	記録すべき場合	発生つど	保存期間																							

五 放射能濃度の決定に当たり、計算によって放射能濃度を算出した場合は、その計算条件及び計算の結果	計算の都度	(略)
六 放射能濃度の決定に当たり、放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、汚染の除去を行った後の放射能濃度を測定した結果	測定の都度	(略)
七 放射性物質の放射能濃度の測定に用いた放射線測定装置及び測定条件	測定の都度	(略)
八 放射線測定装置の点検及び校正の結果	点検又は校正の都度	(略)
九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法	保管又は保管場所若しくは保管方法の変更の都度	(略)

(フレキシブルディスクの記録方式)
 第十三条 第十一条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
 一 三 (略)
 2 第十一条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X〇二〇一及び X〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格 X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)
 第十四条 第十一条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X

五 放射能濃度の決定に当たり、計算によって放射能濃度を算出した場合は、その計算条件及び計算の結果	計算のつど	(略)
六 放射能濃度の決定に当たり、放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、汚染の除去を行った後の放射能濃度を測定した結果	測定のつど	(略)
七 放射性物質の放射能濃度の測定に用いた放射線測定装置及び測定条件	測定のつど	(略)
八 放射線測定装置の点検及び校正の結果	点検又は校正のつど	(略)
九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法	保管又は保管場所若しくは保管方法の変更のつど	(略)

(フレキシブルディスクの記録方式)
 第十三条 第八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってなければならない。
 一 三 (略)
 2 第八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X〇二〇一及び X〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格 X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)
 第十四条 第八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X六

六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 (略)

二二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)

○ 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）（第二十八条関係）

改正案	現行
<p>（確認証の交付）</p> <p>第四条 原子力規制委員会は、法第六十一条の二第一項の規定により次に掲げる事項を確認したときは、当該確認に係る確認証を交付する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価が法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って行われていること。</p> <p>（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）</p> <p>第十三条 第十条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二一又は X 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（確認証の交付）</p> <p>第四条 原子力規制委員会は、法第六十一条の二第一項の規定により次に掲げる事項を確認したときは、当該確認に係る確認証を交付する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価の方法が第五条第一項の規定に基づき認可を受けた方法に従って行われていること。</p> <p>（フレキシブルディスクにはり付ける書面）</p> <p>第十三条 第十一条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二一又は X 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）（第二十九条関係）

改正案	現行
<p>（第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請）</p> <p>第三条 法第五十一条の二第二項の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。</p> <p>イ・ニ （略）</p> <p>ホ 廃棄物受入施設の構造及び設備</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 受け入れる放射性廃棄物の最大受入能力</p> <p>へ・り （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次の事項を記載した事業計画書</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>二・九 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（変更の許可の申請）</p>	<p>（第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請）</p> <p>第三条 法第五十一条の二第二項の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。</p> <p>イ・ニ （略）</p> <p>ホ 廃棄物受入れ施設の構造及び設備</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 受け入れる放射性廃棄物の最大受入れ能力</p> <p>へ・り （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次の事項を記載した事業計画書</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入れ計画及び予定埋設数量</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>二・九 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（変更の許可の申請）</p>

第四条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 変更に係る廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量

ハ・ニ (略)

二〇七 (略)

3 (略)

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第七条 法第五十一条の六第一項に規定する第一種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一〇五 (略)

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第十一条 (略)

2 前項の申請書には、次条で定める技術上の基準に適合することを確認した方法及びその結果に関する説明書を添付しなければならない。

3 (略)

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書)

第十二条の二 原子力規制委員会は、第十一条第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるもの

第四条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 変更に係る廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入れ計画及び予定埋設数量

ハ・ニ (略)

二〇七 (略)

3 (略)

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第七条 法第五十一条の六第一項に規定する第一種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準(以下「廃棄物埋設施設等の技術上の基準」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一〇五 (略)

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第十一条 (略)

2 前項の申請書には、第十二条で定める技術上の基準に適合することを確認した方法及びその結果に関する説明書を添付しなければならない。

3 (略)

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書)

第十二条の二 原子力規制委員会は、第十一条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十二条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるもの

とする。

(確認証の交付)

第十三条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、確認証を交付する。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第十五条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法(第二十五条に規定する特定廃棄物埋設施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法(特定廃棄物埋設施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。)

イ 廃棄物受入施設

ロ・ホ (略)

四・五 (略)

2 3 4 (略)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第十七条 法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他廃棄物埋設施設の保全上支障のない変更とする。

ものとする。

(確認証の交付)

第十三条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、当該申請に係る確認証を交付する。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第十五条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法(第二十五条に規定する特定廃棄物埋設施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次の区分による特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法(特定廃棄物埋設施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。)

イ 廃棄物受入れ施設

ロ・ホ (略)

四・五 (略)

2 3 4 (略)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第十七条 法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十一条の七第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他廃棄物埋設施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の申請)

第十八条 法第五十一条の八第一項の検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 五 (略)
- 二 三 (略)

(使用前検査の実施)

第十九条 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
- 二 廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設その他の廃棄物埋設地の附属施設(廃棄施設に限る。)の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。
- 三 四 (略)

(使用前検査実施要領書)

第二十二条 原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十九条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査合格証)

(使用前検査の申請)

第十八条 法第五十一条の八第一項の規定により、特定廃棄物埋設施設の工事(第二十五条に規定する特定廃棄物埋設施設であつて溶接をするものの溶接を除く。)及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 五 (略)
- 二 三 (略)

(使用前検査の実施)

第十九条 法第五十一条の八第一項の使用前検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 放射線遮へい材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
- 二 廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設その他の廃棄物埋設地の附属施設(廃棄施設に限る。)の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。
- 三 四 (略)

(使用前検査実施要領書)

第二十二条 原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出を受けた場合(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)には、第十九条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査合格証)

第二十四条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査の実施)

第二十七条 法第五十一条の九第一項の検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるときごとに行う。

一 四 (略)

(溶接検査実施要領書)

第三十条の二 (略)

2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第三十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第三十三条 法第五十一条の十第一項の検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

第二十四条 原子力規制委員会は、法第五十一条の八第一項の使用前検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)に合格したと認めるときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査の実施)

第二十七条 法第五十一条の九第一項の溶接検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるときごとに行う。

一 四 (略)

(溶接検査実施要領書)

第三十条の二 (略)

2 原子力規制委員会は、第三十条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第三十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の溶接検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第三十三条 法第五十一条の十第一項の規定により令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(閉鎖措置計画又は廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合)

第三十四条 (略)

2 前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設について行うものとする。

- 一 廃棄物受入施設
- 二 五 (略)

(施設定期検査合格証)

第三十九条 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

(記録)

第四十四条 法第五十一条の十五の規定による記録(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 (略)	(略)	(略)
二 特定廃棄物埋設施設の検査記録	(略)	(略)
イ 使用前検査の結果	(略)	(略)
ロ 施設定期検査の結果	(略)	(略)
ハ 第五十七条の規定による	(略)	検査終了

(閉鎖措置計画又は廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合)

第三十四条 (略)

2 前項の場合においては、法第五十一条の十第一項の検査は、次の各号に掲げる施設について行うものとする。

- 一 廃棄物受入れ施設
- 二 五 (略)

(施設定期検査合格証)

第三十九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の十第一項の施設定期検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る施設定期検査合格証を交付する。

(記録)

第四十四条 法第五十一条の十五の規定による記録(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 (略)	(略)	(略)
二 特定廃棄物埋設施設の検査記録	(略)	(略)
イ 法第五十一条の八第一項の規定による使用前検査の結果	(略)	(略)
ロ 法第五十一条の十第一項の規定による施設定期検査の結果	(略)	(略)
ハ 第五十七条の規定による	(略)	施設定期

る検査の結果	三 放射線管理記録	イ 廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	ロ ヲ	四 ヲ六 (略)	七 気象記録(法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定めるところにより、記録しないこととした場合を除く。)	イ ヲ八 (略)	八 ヲ十一 (略)	十二 第六十二条に規定する防護措置の記録	イ (略)	ロ 第六十二条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発	(略)	(略)	(略)	(略)	後五年が経過する期間	(略)						
る施設定期自主検査の結果	三 放射線管理記録	イ 廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	ロ ヲ	四 ヲ六 (略)	七 気象記録(法第五十一条の十八第二項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定めるところにより、記録しないこととした場合を除く。)	イ ヲ八 (略)	八 ヲ十一 (略)	十二 第六十二条に規定する防護措置の記録	イ (略)	ロ 第六十二条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	(略)	(略)	(略)	(略)	自主検査終了後五年が経過するまでの期間	(略)						

行の状況及びその担当者の氏名 ハシリ (略) 十三(十五) (略)	(略)	(略)
2(7) (略)		
(管理区域への立入制限等) 第五十三条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物施設事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。 一 管理区域については、次の措置を講ずること。 イ 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けること 二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。 イ (略) ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。 (線量等に関する措置) 第五十四条 (略)		
3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 一・二 (略) 三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策		

行の状況及びその担当者の氏名 ハシリ (略) 十三(十五) (略)	(略)	(略)
2(7) (略)		
(管理区域への立入制限等) 第五十三条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物施設事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。 一 管理区域については、次の措置を講ずること。 イ 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けること 二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。 イ (略) ロ 境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。 (線量等に関する措置) 第五十四条 (略)		
3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 一・二 (略) 三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策		

特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（廃棄物埋設施設の施設定期自主検査）

第五十七条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一・二 （略）

三 廃棄物埋設施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2 法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された廃棄物埋設施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

3 （略）

（事業所内の運搬）

第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 （略）

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ （略）

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が

特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（廃棄物埋設施設の施設定期自主検査）

第五十七条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一・二 （略）

三 廃棄物埋設施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2 法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者は、当該認可若しくは法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された廃棄物埋設施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

3 （略）

（事業所内の運搬）

第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 （略）

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ （略）

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が

生ずるおそれがないものであること。

三〇八 (略)

九 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

二〇四 (略)

(事業所内の廃棄)

第六十一条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一〇六 (略)

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

八 (略)

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを

生ずるおそれがないものであること。

三〇八 (略)

九 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

二〇四 (略)

(事業所内の廃棄)

第六十一条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一〇六 (略)

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

八 (略)

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを

防止すること。

ロ・ハ (略)

十 十四 (略)

(防護措置)

第六十二条 法第五十一条の十六第四項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)	(略)
三 六 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの並びに次号及び第十三号に 掲げるものを除く。）	(略)
十 十四 (略)	(略)

2 4 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第六十四条 法第五十一条の十八第五項の規定による検査（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二 四 (略)

防止すること。

ロ・ハ (略)

十 十四 (略)

(防護措置)

第六十二条 法第五十一条の十六第四項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一・二 (略)	(略)
三 六 (略)	(略)
七・八 (略)	(略)
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号 ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から 一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えていたもの並びに第十号及び第十三号 に掲げるものを除く。）	(略)
十 十四 (略)	(略)

2 4 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第六十四条 法第五十一条の十八第五項の規定による検査（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 四 (略)

(廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請)

第六十五条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の種類ごとの受入計画及び予定埋設数量

ハ・ニ (略)

二〇七 (略)

3 (略)

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第六十八条 (略)

2 前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は事業所への立入り

二〇四 (略)

(閉鎖措置として行うべき事項)

第七十一条 法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞並びに地下に設置した廃棄物埋設施設の解体及び撤去とする。

(閉鎖措置計画の認可の申請)

第七十三条 法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請)

第六十五条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ (略)

ロ 第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の種類ごとの受入れ計画及び予定埋設数量

ハ・ニ (略)

二〇七 (略)

3 (略)

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第六十八条 (略)

2 前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二〇四 (略)

(閉鎖措置として行うべき事項)

第七十一条 法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞及び地下に設置した廃棄物埋設施設の解体、撤去とする。

(閉鎖措置計画の認可の申請)

第七十三条 法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置に関する計画(以下「閉鎖措置計画」という。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出し

一〇五 (略)

2 (略)
3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(閉鎖措置計画の変更の認可の申請)

第七十四条 法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(閉鎖措置の確認の申請)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第八十条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

なければならぬ。

一〇五 (略)

2 (略)
3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(閉鎖措置計画の変更の認可の申請)

第七十四条 法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた閉鎖措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて、説明した資料を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(閉鎖措置の確認の申請)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第八十条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第八十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第八十七条 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、第八十条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事故故障等の報告)

第八十九条 法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者(旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 (略)

三 廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

四・七 (略)

八 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことによ

第八十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第八十七条 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第五十一条の二十六第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、第八十条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事故故障等の報告)

第八十九条 法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者(旧廃棄事業者等を含む。以下次条及び第九十一条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 (略)

三 廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮へい機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

四・七 (略)

八 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことによ

り、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。
ロ・ハ （略）
九〇十一 （略）

（報告の徴収）
第九十一条 （略）
2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

り、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。
ロ・ハ （略）
九〇十一 （略）

（報告の徴収）
第九十一条 （略）
2 第一項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

○ 放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十二号）（第三十条関係）

改正案	現行
<p>(業務)</p> <p>第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第六条第五項、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一第五項及び核原料物質の使用に関する規則第三条第五項の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第六条第一項の表第四号ニからへまでの記録、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一第一項の表第二号ニからトまでの記録及び核原料物質の使用に関する規則第三条第一項の表第二号ハからホまでの記録（以下これらを単に「記録」という。）の引渡しを受け、保存を行うこと。</p> <p>二 (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第六条第五項、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一第五項及び核原料物質の使用に関する規則第三条第五項の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第六条第一項の表第四号ニからへまでの記録、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一第一項の表第二号ニからへまでの記録及び核原料物質の使用に関する規則第三条第一項の表第二号ハからホまでの記録（以下これらを単に「記録」という。）の引渡しを受け、保存を行うこと。</p> <p>二 (略)</p>

○ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第
二二号）（第三十一条関係）

改正案	現行
<p>（原子力防災要員）</p> <p>第二条 法第八条第三項の原子力防災要員は、次に掲げる事項に関する業務ごとに当該業務を的確に遂行するために必要な二名以上の者を置かなければならない。</p> <p>一 原子力災害対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第四項各号に掲げる事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</p> <p>二 十（略）</p> <p>2 前項の規定に基づく原子力防災要員の配置は、原子力災害が発生した場合に直ちに同項に掲げる業務を行えるものでなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（検出されなかったものとみなす場合）</p> <p>第三条の二 令第四条第二項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（同項の一時間当たり の数値に換算して得た数値が、同条第一項の放射線量以上のものとなつている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（原子力防災要員）</p> <p>第二条 法第八条第三項の原子力防災要員は、次に掲げる事項に関する業務ごとに当該業務を的確に遂行するために必要な二名以上の者を置かなければならない。</p> <p>一 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号。以下「令」という。）第四条第四項各号に掲げる事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</p> <p>二 十（略）</p> <p>2 前項の規定に基づく原子力防災要員の配置は、原子力災害が発生した場合に直ちに前項に掲げる業務を行えるものでなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（検出されなかったものとみなす場合）</p> <p>第三条の二 令第四条第二項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（同条第二項の一時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第一項の放射線量以上のものとなつている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。</p> <p>2 （略）</p>

<p>ロ (略)</p>		<p>ハ (略)</p>
<p>、当該直流母線に電気を供給する電源が一定なる状態が五分間以上継続すること。 (6) (9) (略) (10) 火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第二条第二項第八号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失すること。 (11) (14) (略)</p>	<p>(1) (2) (略) (3) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上継続すること。 (4) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一定なる状態が五分間以上継続すること。 (5) (8) (略) (9) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 (10) (13) (略)</p>	<p>(1) 原子炉の運転中に原子炉冷却材をくみ上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏れが発生すること。 (2) (略) (3) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の</p>

<p>ロ (略)</p>		<p>ハ (略)</p>
<p>、当該直流母線に電気を供給する電源が一定なる状態が五分間以上継続すること。 (6) (9) (略) (10) 火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第二条第二項第八号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失すること。 (11) (14) (略)</p>	<p>(1) (2) (略) (3) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力</p>	<p>(1) 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏れが発生すること。 (2) (略) (3) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力</p>

チ (略)	ホ ト (略)	ニ (略)	<p>基準に適合しない場合には、五分間以上) 継続すること。</p> <p>(4) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分間以上継続すること。</p> <p>(5) (8) (略)</p> <p>(9) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(10) (12) (略)</p> <p>(1) 原子炉の運転中に原子炉冷却材をくみ上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 原子炉の運転中に全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。</p> <p>(4) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分間以上継続すること。</p> <p>(5) (7) (略)</p> <p>(1) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が十分間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第五号)第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する</p>
----------	---------------	----------	--

チ (略)	ホ ト (略)	ニ (略)	<p>規制委員会規則第十号)第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分以上) 継続すること。</p> <p>(4) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分以上継続すること。</p> <p>(5) (8) (略)</p> <p>(9) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(10) (12) (略)</p> <p>(1) 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 原子炉の運転中に全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。</p> <p>(4) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分以上継続すること。</p> <p>(5) (7) (略)</p> <p>(1) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が十分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第五号)第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する</p>
----------	---------------	----------	---

	<p>る規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上継続すること。</p> <p>(2) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分間以上継続すること。</p> <p>(3) (5) (略)</p> <p>(6) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(7) (略)</p>
<p>リ (略)</p>	<p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(5) (7) (略)</p>
<p>二 (略)</p>	<p>(略)</p>

(放射線測定設備の基準)
 第八条 法第十一条第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 放射線測定設備は、原子力事業所ごとに当該原子力事業所内に二式以上設置されていること。ただし、原子力事業所内に設置する一式の放射線測定設備は、原子力事業所（前条第一号の表ホ及びヌに掲げる施設（同表ヌに掲げる施設にあっては、原子炉に係るものを除く。）が設置されているものに限る。）の隣地その他の近隣の場所にある次号から第四号までに掲げる基準を満たす放射線測定設備をもって代えることができる。

	<p>規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分間以上継続すること。</p> <p>(2) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分間以上継続すること。</p> <p>(3) (5) (略)</p> <p>(6) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(7) (略)</p>
<p>リ (略)</p>	<p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>(5) (7) (略)</p>
<p>二 (略)</p>	<p>(略)</p>

(放射線測定設備の基準)
 第八条 法第十一条第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 放射線測定設備は、原子力事業所ごとに当該原子力事業所内に二式以上設置されていること。ただし、原子力事業所内に設置する一式の放射線測定設備は、原子力事業所（前条の表第一号ホ及びヌに掲げる施設（同号ヌに掲げる施設にあっては、原子炉に係るものを除く。）が設置されているものに限る。）の隣地その他の近隣の場所にある次号から第四号に掲げる基準を満たす放射線測定設備をもって代えることができる。

二・三 (略)
 四 放射線測定設備の維持は、次に掲げるところによること。

イ・ロ (略)
 ハ 毎年一回以上定期にその較正を行うこと。

(放射線測定設備の検査)

第九条 (略)

2 原子力規制委員会は、法第十一条第五項の検査を行い、前条第三号に掲げる基準に適合していると認めるときは、別記様式第三の放射線測定設備検査済証を交付する。

(原子力緊急事態の発生を示す事象)

第十二条 令第六条第四項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、第五条第一項の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

2 (略)

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

イ (略)	ロ (略)
(1) (1) (略) (6) (6) (略)	(1) (1) (略) (5) (5) (略)
(7) (7) (略) 停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。	(8) (8) (略) (13) (13) (略)
(6) (6) (略) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続する	

二・三 (略)
 四 放射線測定設備の維持は、次に掲げるところによること。

イ・ロ (略)
 ハ 毎年一回以上定期にその較正を行うこと。

(放射線測定設備の検査)

第九条 (略)

2 原子力規制委員会は、法第十一条第五項の検査を行い、第八条第三号に規定する基準に適合していると認めるときは、別記様式第三の放射線測定設備検査済証を交付する。

(原子力緊急事態の発生を示す事象)

第十二条 令第六条第四項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、第五条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

2 (略)

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

イ (略)	ロ (略)
(1) (1) (略) (6) (6) (略)	(1) (1) (略) (5) (5) (略)
(7) (7) (略) 停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。	(8) (8) (略) (13) (13) (略)
(6) (6) (略) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続する	

ハ (略)		ニ (略)	ホ ト (略)	チ (略)
(7) (12) (略)	(4) (1) (3) (略) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分間以上）継続すること。 (5) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。 (6) (11) (略)	(4) (1) (3) (略) 原子炉の運転中に全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分間以上継続すること。	(5) (9) (略)	(1) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設

ハ (略)		ニ (略)	ホ ト (略)	チ (略)
(7) (12) (略)	(4) (1) (3) (略) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、三十分以上）継続すること。 (5) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。 (6) (11) (略)	(4) (1) (3) (略) 原子炉の運転中に全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。	(5) (9) (略)	(1) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が一時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設

リ・ヌ (略)	
(3) (略) (5) (略)	<p>備の基準に関する規則第五十八条第一項及び 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設 の技術基準に関する規則第七十二条第一項の 基準に適合しない場合には、三十分以上） 継続すること。</p> <p>(2) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が 停止し、かつ、その状態が五分間以上継続す ること。</p>

リ・ヌ (略)	
(3) (略) (5) (略)	<p>備の基準に関する規則第五十八条第一項及び 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設 の技術基準に関する規則第七十二条第一項の 基準に適合しない場合には、三十分以上） 継続すること。</p> <p>(2) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が 停止し、かつ、その状態が五分以上継続す ること。</p>

○ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）（第三十二条関係）

改正案	現行
<p>（適用）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二及び第六十二条の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。））に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定（第七十条から第七十二条、第七十四条及び第八十八条を除く。）にかかわらず、この規則の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 「放射性廃棄物」とは、実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。</p> <p>三 「燃料体」とは、実用炉規則第二条第二項第三号に規定する燃料体をいう。</p> <p>四 「管理区域」とは、実用炉規則第二条第二項第四号に規定する管理区域をいう。</p>	<p>（適用）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二及び第六十二条の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。））に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定（第七十条から第七十二条、第七十四条、第七十七条及び第八十八条を除く。）にかかわらず、この規則の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 「放射性廃棄物」とは、実用炉規則第二条第二号に規定する放射性廃棄物をいう。</p> <p>三 「燃料体」とは、実用炉規則第二条第三号に規定する燃料体をいう。</p> <p>四 「管理区域」とは、実用炉規則第二条第四号に規定する管理区域をいう。</p>

五 「保全区域」とは、実用炉規則第二条第二項第五号に規定する保全区域をいう。

六 「周辺監視区域」とは、実用炉規則第二条第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

七 「放射線業務従事者」とは、実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。

(記録)

第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表中欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 発電用原子炉施設の保守管理記録	(略)	(略)
イ (略)	(略)	(略)
ロ 法第四十三条の三の十	(略)	(略)
五 五の規定による検査の結果	(略)	(略)
ハ (略)	(略)	(略)
ニ 第十二条第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名	(略)	(略)
ホ 第十二条第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及び	(略)	(略)

五 「保全区域」とは、実用炉規則第二条第五号に規定する保全区域をいう。

六 「周辺監視区域」とは、実用炉規則第二条第六号に規定する周辺監視区域をいう。

七 「放射線業務従事者」とは、実用炉規則第二条第七号に規定する放射線業務従事者をいう。

(記録)

第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表中欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 発電用原子炉施設の保守管理記録	(略)	(略)
イ (略)	(略)	(略)
ロ 法第四十三条の三の十	(略)	(略)
五 五第一項の規定による検査の結果	(略)	(略)
ハ (略)	(略)	(略)
ニ 第十二条第一項第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名	(略)	(略)
ホ 第十二条第一項第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果	(略)	(略)

その評価の担当者の氏名	二・三 (略) (略)	四 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録	イ・ロ (略)	ハ 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力	二・ホ (略) 五 放射線管理記録	イ〜ヘ (略) (略)	ト 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	チ〜ヲ (略) 六〜十二 (略) (略)	十三 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。)の記録	(略) (略)	(略) (略)	二・三 (略) (略)	四 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録	イ・ロ (略)	ハ 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力	二・ホ (略) 五 放射線管理記録	イ〜ヘ (略) (略)	ト 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	チ〜ヲ (略) 六〜十二 (略) (略)	十三 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ)	(略) (略)	(略) (略)
-------------	----------------	--	---------	--	----------------------	----------------	--	----------------------------	---	------------	------------	----------------	--	---------	--	----------------------	----------------	--	----------------------------	--	------------	------------

イ、ハ (略)

(略)

(略)

2 前項の表第五号イ及びロの線量当量率、同号ニの線量当量並びに同号ホ及びビへの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。

3 3 6 (略)

(管理区域への立入制限等)

第九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならぬ。

一・二 (略)

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者である

イ、ハ (略) の記録

(略)

(略)

2 第一項の表第五号イ及びロの線量当量率、同号ニの線量当量並びに同号ホ及びビへの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。

3 3 6 (略)

(管理区域への立入制限等)

第九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならぬ。

一・二 (略)

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者である

こと。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置(以下「保守管理」という。)に関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 第一号又は前号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標(第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。)を定めること。

四〇七 (略)

(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第十三条の三 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状態その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活

あること。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置(以下「保守管理」という。)に関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 第一号又は第二号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標(第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。)を定めること。

四〇七 (略)

(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第十三条の三 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状態その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活

動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六 (略)

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 八 (略)

九 運転上の制限（実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。第十八条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、同条第六号に掲げるときを除く。

十・十一 (略)

(防護措置)

第十七条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

一 八 (略)

動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六 (略)

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 八 (略)

九 運転上の制限（実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。以下第十八条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第六号に掲げるときを除く。

十・十一 (略)

(防護措置)

第十七条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

一 八 (略)

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号
ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から
一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ
毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除
く。）

十・十一（略）

2・3（略）

（事故故障等の報告）

第十八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

一～三（略）

四 発電用原子炉設置者が、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。）又は設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。）の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が同規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。ただし、核燃料物質等の漏えいを防止するための機能を有していないと認められた

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号
ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から
一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ
毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを
除く。）

十・十一（略）

2・3（略）

（事故故障等の報告）

第十八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

一～三（略）

四 発電用原子炉設置者が、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。）又は設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。）の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）以下「技術基準規則」という。）第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。ただし、核燃料物質等の漏えいを防止する

場合であつて、第十一号ただし書又は第十二号ただし書の場合を除く。

五十一 (略)

十二 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等(気体状のものを除く。)が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたときを除く。)を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大せず、かつ、地下に浸透しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

十三十七 (略)

(使用前検査の申請)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(使用前検査終了証)

第二十四条 原子力規制委員会は、使用前検査を終了したと認めるときは、使用前検査終了証を交付する。

(溶接検査を受ける発電用原子炉施設)

第二十六条 溶接検査(法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用の開始前に当該発電用原子炉施設の溶接について行うもの(溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について行う検査を除く。)をいう。以下同じ。)を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

ための機能を有していないと認められた場合であつて、第十一号ただし書又は第十二号ただし書の場合を除く。

五十一 (略)

十二 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等(気体状のものを除く。)が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたときを除く。)を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大せず、かつ、地下に浸透しなかつたとき。

ロ・ハ (略)

十三十七 (略)

(使用前検査の申請)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(使用前検査終了証)

第二十四条 原子力規制委員会は、使用前検査を終了したと認めるときは、当該申請に係る使用前検査終了証を交付する。

(溶接検査を受ける発電用原子炉施設)

第二十六条 溶接検査(法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用の開始前に当該発電用原子炉施設の溶接について行うもの(溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について行う検査を除く。)をいう。以下同じ。)を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

<p>一〇三 (略)</p> <p>四 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器(前号に規定するものを除く。)又はこれらの施設に属する外径六十ミリメートル(最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超える管(前二号に規定するものを除く。)であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上のもの</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>(溶接検査又は輸入溶接検査の終了証等)</p> <p>第三十三条 原子力規制委員会は、溶接検査又は輸入溶接検査を行い、終了したと認めるときは、溶接検査又は輸入溶接検査の終了証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。</p> <p>(施設定期検査の申請)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書又は前項の書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。</p> <p>4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>(施設定期検査終了証)</p> <p>第三十九条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、施設定期検査終了証を交付する。</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器(前号に規定するものを除く。)又はこれらの施設に属する外径六十ミリメートル(最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超える管(前二号に規定するものを除く。)であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上のもの</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>(溶接検査又は輸入溶接検査の終了証等)</p> <p>第三十三条 原子力規制委員会は、溶接検査又は輸入溶接検査を行い、終了したと認めるときは、当該申請に係る溶接検査又は輸入溶接検査の終了証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。</p> <p>(施設定期検査の申請)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書又は第二項の書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。</p> <p>4 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>(施設定期検査終了証)</p> <p>第三十九条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、当該申請に係る施設定期検査終了証を交付する。</p>
<p>一〇三 (略)</p> <p>四 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器(前号に規定するものを除く。)又はこれらの施設に属する外径六十ミリメートル(最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超える管(前二号に規定するものを除く。)であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上のもの</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>(溶接検査又は輸入溶接検査の終了証等)</p> <p>第三十三条 原子力規制委員会は、溶接検査又は輸入溶接検査を行い、終了したと認めるときは、当該申請に係る溶接検査又は輸入溶接検査の終了証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。</p> <p>(施設定期検査の申請)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書又は第二項の書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。</p> <p>4 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>(施設定期検査終了証)</p> <p>第三十九条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、当該申請に係る施設定期検査終了証を交付する。</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器(前号に規定するものを除く。)又はこれらの施設に属する外径六十ミリメートル(最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超える管(前二号に規定するものを除く。)であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上のもの</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>(溶接検査又は輸入溶接検査の終了証等)</p> <p>第三十三条 原子力規制委員会は、溶接検査又は輸入溶接検査を行い、終了したと認めるときは、当該申請に係る溶接検査又は輸入溶接検査の終了証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。</p> <p>(施設定期検査の申請)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書又は第二項の書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。</p> <p>4 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>(施設定期検査終了証)</p> <p>第三十九条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、当該申請に係る施設定期検査終了証を交付する。</p>

○ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）（第十三条関係）

改正案	現行
<p>（溢水による損傷の防止等）</p> <p>第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備）</p> <p>第二十二条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 津波、溢水又は工場等内若しくはその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるものに対して安全性を損なわないものとする</p> <p>（反応度制御系統及び原子炉停止系統）</p> <p>第二十五条 （略）</p> <p>2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有し、かつ、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第二号から前号までの規定に適合すること。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（溢水による損傷の防止等）</p> <p>第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備）</p> <p>第二十二条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 津波、溢水又は工場等内若しくはその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるものに対して安全性を損なわないものとする</p> <p>（反応度制御系統及び原子炉停止系統）</p> <p>第二十五条 （略）</p> <p>2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有し、かつ、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第二号から第四号までの規定に適合すること。</p> <p>3・4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（立入りの防止） 第八条（略）</p> <p>（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止） 第十二条 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（安全設備） 第十四条（略）</p> <p>2 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を發揮することができるよう、施設しなければならない。</p> <p>（安全弁等） 第二十条 設計基準対象施設（蒸気タービン（発電用のものに限る。））、発電機、変圧器及び遮断器を除く。以下この条において同じ。）には、次に定めるところにより安全弁又は逃がし弁（以下この条において「安全弁等」という。）を設けなければならない。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器。以下この号において同じ。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該原子炉压力容器</p>	<p>（立ち入りの防止） 第八条（略）</p> <p>（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止） 第十二条 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（安全設備） 第十四条（略）</p> <p>2 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を發揮することができるよう、施設しなければならない。</p> <p>（安全弁等） 第二十条 設計基準対象施設（蒸気タービン（発電用のものに限る。））、発電機、変圧器及び遮断器を除く。以下この条において同じ。）には、次に定めるところにより安全弁又は逃がし弁（以下この条において「安全弁等」という。）を設けなければならない。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器。以下この号において同じ。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該原子炉压力容器</p>

器の過圧防止に必要な容量以上であること。ただし、安全弁以外の過圧防止効果を有する装置を有するものにあつては、当該装置の過圧防止能力に相当する値を減ずることができる。

六 蒸気発生器にあつては、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該蒸気発生器の過圧防止に必要な容量以上であること。

ハ 安全弁は、吹き出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。

七 減圧弁を有する管であつて、低圧側の部分又はこれに接続する設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ若しくは弁が高圧側の圧力に耐えるように設計されていないものにあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 安全弁等の容量の合計は、当該安全弁等の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、減圧弁が全開したとき管の低圧側の部分及びこれに接続する設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ若しくは弁の過圧防止に必要な容量以上であること。

ニ 安全弁は、吹き出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。

八 (略)

2 前項の場合において、安全弁等の入口側又は出口側に破壊板を設ける場合は、次に定めるところによらなければならない。

一 安全弁等の入口側に設ける場合は、次に定めるところによること。

イ 破壊板の吹き出し圧力は、当該容器の最高使用圧力以下の圧力であること。

ロ (略)

の過圧防止に必要な容量以上であること。ただし、安全弁以外の過圧防止効果を有する装置を有するものにあつては、当該装置の過圧防止能力に相当する値を減ずることができる。

六 蒸気発生器にあつては、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該蒸気発生器の過圧防止に必要な容量以上であること。

ハ 安全弁は、吹き出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。

七 減圧弁を有する管であつて、低圧側の部分又はこれに接続する設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ若しくは弁が高圧側の圧力に耐えるように設計されていないものにあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 安全弁等の容量の合計は、当該安全弁等の吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、減圧弁が全開したとき管の低圧側の部分及びこれに接続する設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ若しくは弁の過圧防止に必要な容量以上であること。

ニ 安全弁は、吹き出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。

八 (略)

2 前項の場合において、安全弁等の入口側又は出口側に破壊板を設ける場合は、次に定めるところによらなければならない。

一 安全弁等の入口側に設ける場合は、次に定めるところによること。

イ 破壊板の吹き出し圧力は、当該容器の最高使用圧力以下の圧力であること。

ロ (略)

<p>第三十六条 (略)</p> <p>(反応度制御系統及び原子炉停止系統)</p>	<p>二 安全弁等の出口側に設ける場合は、次に定めるところによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 破壊板の吹き出し圧力に安全弁等の吹き出し圧力を加えた圧力が、過圧防止に必要な吹き出し圧力より小さくなること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 破壊板の破壊により吹き出し管の機能を損なわないようにすること。</p> <p>三 設計基準対象施設に属する容器であつて、内部に液体炭酸ガスその他の安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものには、次に定めるところにより破壊板を設けなければならない。</p> <p>一 吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該容器の過圧防止に必要な容量以上となるように、適当な箇所に一個以上設けること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(計測装置)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置(同項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあつては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。)にあつては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>第三十六条 (略)</p> <p>(反応度制御系統及び原子炉停止系統)</p>	<p>二 安全弁等の出口側に設ける場合は、次に定めるところによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 破壊板の吹き出し圧力に安全弁等の吹き出し圧力を加えた圧力が、過圧防止に必要な吹き出し圧力より小さくなること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 破壊板の破壊により吹き出し管の機能を損なわないようにすること。</p> <p>三 設計基準対象施設に属する容器であつて、内部に液体炭酸ガスその他の安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものには、次に定めるところにより破壊板を設けなければならない。</p> <p>一 吹き出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該容器の過圧防止に必要な容量以上となるように、適当な箇所に一個以上設けること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(計測装置)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置(第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあつては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。)にあつては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 原子炉停止系統は、次の能力を有するものでなければならない。</p>	<p>一 三 (略)</p> <p>四 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第一号から前号までの規定に適合すること。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>2 (廃棄物処理設備等) 第三十九条 (略)</p> <p>2 流体状の放射性廃棄物を処理する設備が設置される放射性廃棄物処理施設（流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。）は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。</p> <p>三 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、放射性廃棄物処理施設内部の床面が隣接する発電用原子炉施設の床面又は地表面より低い場合であつて、放射性廃棄物処理施設外へ漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。</p>
<p>3 第一項第五号の流体状の放射性廃棄物を運搬するための容器は前項第三号に準じて流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 原子炉停止系統は、次の能力を有するものでなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第一号から第三号までの規定に適合すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>2 (廃棄物処理設備等) 第三十九条 (略)</p> <p>2 流体状の放射性廃棄物を処理する設備が設置される放射性廃棄物処理施設（流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。）は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。</p> <p>三 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、放射性廃棄物処理施設内部の床面が隣接する発電用原子炉施設の床面又は地表面より低い場合であつて、放射性廃棄物処理施設外へ漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>3 第一項第五号の流体状の放射性廃棄物を運搬するための容器は第二項第三号に準じて流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を</p>

止するように施設しなければならない。ただし、管理区域内においてのみ使用されるもの及び漏えいするおそれがない構造のものは、この限りでない。

(警報装置等)

第四十七条 発電用原子炉施設には、その機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合、第三十四条第一項第九号の放射性物質の濃度又は同項第十二号及び第十三号の線量当量率が著しく上昇した場合又は流体状の放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合においてこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。

2 5 (略)

(計装設備)

第七十三条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ(設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。)を計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を施設しなければならない。

防止するように施設しなければならない。ただし、管理区域内においてのみ使用されるもの及び漏えいするおそれがない構造のもののは、この限りでない。

(警報装置等)

第四十七条 発電用原子炉施設には、その機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合、第三十四条第一項第九号の放射性物質の濃度又は同条同項第十二号及び第十三号の線量当量率が著しく上昇した場合又は流体状の放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合においてこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。

2 5 (略)

(計装設備)

第七十三条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ(設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。以下同じ。)を計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を施設しなければならない。

○ 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第八号）（第三十五条関係）

改正案	現行
<p>（品質目標）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならぬ。</p> <p>3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（発電用原子炉施設に対する検査試験）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の実施に</p>	<p>（品質目標）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（発電用原子炉施設に対する検査試験）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の</p>

3
～
6 (略)

係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

3
～
6 (略)

。実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない

○ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）（第三十六条関係）

改正案	現行
<p>（溢水による損傷の防止等）</p> <p>第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（炉心等）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>7 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一次冷却材としてナトリウムを用いる場合には、燃料被覆材の内圧によるクリープひずみ及び中性子照射による膨張により生ずる変形によって炉心の冷却機能を損なうおそれがないものとする。</p> <p>（原子炉冷却材圧力バウンダリ等）</p> <p>第十七条 （略）</p> <p>2 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバース等のバウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生じる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加、熱及び内圧によるクリープひずみ、膨張による熱応力その他の原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバース等のバウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとし、かつ、ナトリウムに</p>	<p>（溢水による損傷の防止等）</p> <p>第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（炉心等）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>7 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一次冷却材としてナトリウムを用いる場合には、燃料被覆材の内圧によるクリープ歪み及び中性子照射による膨張により生ずる変形によって炉心の冷却機能を損なうおそれがないものとする。</p> <p>（原子炉冷却材圧力バウンダリ等）</p> <p>第十七条 （略）</p> <p>2 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバース等のバウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生じる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加、熱及び内圧によるクリープ歪み、膨張による熱応力その他の原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバース等のバウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとし、かつ、ナトリウムに</p>

<p>より腐食するおそれがないものとする。</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)</p> <p>第二十二条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 津波、溢水又は工場等内若しくはその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるものに対して安全性を損なわないものとする。</p> <p>(反応度制御系統及び原子炉停止系統)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有し、かつ、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第二号から前号までの規定に適合すること。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>より腐食するおそれがないものとする。</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)</p> <p>第二十二条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 津波、溢水又は工場等内若しくはその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるものに対して安全性を損なわないものとする。</p> <p>(反応度制御系統及び原子炉停止系統)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有し、かつ、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第二号から第四号までの規定に適合すること。</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

○ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）（第三十七条関係）

改正案	現行
<p>（立ち入りの防止） 第八条（略）</p> <p>（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 第九条 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十四条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止） 第十二条 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（安全設備） 第十四条（略）</p> <p>2 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるよう、施設しなければならない。</p> <p>（炉心等） 第二十二条（略）</p>	<p>（立ち入りの防止） 第八条（略）</p> <p>（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止） 第九条 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十五条第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止） 第十二条 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（安全設備） 第十四条（略）</p> <p>2 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるよう、施設しなければならない。</p> <p>（炉心等） 第二十二条（略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重、燃料被覆管の内圧によるクリープひずみ及び中性子照射による膨張により生ずる変形その他の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えるものでなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (計測装置) 第三十三条 (略)</p> <p>2 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することをもって代えることができる。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第一項第六号及び前項第七号に掲げる装置であつて線量当量率を計測する装置にあつては、多重性及び独立性を確保しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>3 原子炉停止系統は、次の能力を有するものでなければならない</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重、燃料被覆管の内圧によるクリープ歪み及び中性子照射による膨張により生ずる変形その他の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えるものでなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (計測装置) 第三十三条 (略)</p> <p>2 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することをもって代えることができる。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが研開炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。)内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>十二 十五 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第一項第六号及び第二項第七号に掲げる装置であつて線量当量率を計測する装置にあつては、多重性及び独立性を確保しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>3 原子炉停止系統は、次の能力を有するものでなければならない</p>

- 一 (三) (略)
- 四 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第一号から前号までの規定に適合すること。
- 4・5 (略)

(廃棄物処理設備等)

第三十八条 (略)

- 2 流体状の放射性廃棄物を処理する設備が設置される放射性廃棄物処理施設(流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。)は、次に定めるところにより施設しなければならない。

一 (略)

- 二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物(気体状のものを除く。以下同じ。)を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。

- 三 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、放射性廃棄物処理施設内部の床面が隣接する発電用原子炉施設の床面又は地表面より低い場合であつて、放射性廃棄物処理施設外へ漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

四 (略)

- 3 第一項第五号の流体状の放射性廃棄物を運搬するための容器は、前項第三号に準じて流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するように施設しなければならない。ただし、管理区域内においてのみ使用されるもの及び漏えいするおそれがない構造のもの

- 一 (三) (略)
- 四 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第一号から第三号までの規定に適合すること。
- 4・5 (略)

(廃棄物処理設備等)

第三十八条 (略)

- 2 流体状の放射性廃棄物を処理する設備が設置される放射性廃棄物処理施設(流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。)は、次に定めるところにより施設しなければならない。

一 (略)

- 二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物(気体状のものを除く。以下同じ。)を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。

- 三 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、放射性廃棄物処理施設内部の床面が隣接する発電用原子炉施設の床面又は地表面より低い場合であつて、放射性廃棄物処理施設外へ漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

四 (略)

- 3 第一項第五号の流体状の放射性廃棄物を運搬するための容器は、第二項第三号に準じて流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するように施設しなければならない。ただし、管理区域内においてのみ使用されるもの及び漏えいするおそれがない構造のもの

は、この限りでない。

(カバールガスの取扱い)

第四十九条 (略)

2 カバールガスを取り扱う系統には、圧力が過度に上昇することを防止し得る設備を施設しなければならない。

3 (略)

(計装設備)

第七十三条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ(研開炉設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。)を計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を施設しなければならない。

のは、この限りでない。

(カバールガスの取扱い)

第四十九条 (略)

2 カバールガスを取り扱う系統には、圧力が過度に上昇することを防止しうる設備を施設しなければならない。

3 (略)

(計装設備)

第七十三条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ(研開炉設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。以下同じ。)を計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を施設しなければならない。

○ 研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十二号）（第三十八条関係）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(品質目標) 第十一条 (略)</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認) 第四十条 (略)</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(プロセスの監視測定) 第四十九条 (略)</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切</p>	<p>(定義) 第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(品質目標) 第十一条 (略)</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認) 第四十条 (略)</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(プロセスの監視測定) 第四十九条 (略)</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を</p>

に講じなければならない。

（発電用原子炉施設に対する検査試験）

第五十条（略）

2 発電用原子炉設置者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

3
3
6
（略）

適切に講じなければならない。

（発電用原子炉施設に対する検査試験）

第五十条（略）

2 発電用原子炉設置者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

3
3
6
（略）

○ 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号）（第三十九条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（溢水による損傷の防止） 第十一条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（溢水による損傷の防止） 第十一条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>

○ 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十八号）（第四十条関係）

改正案	現行
<p>（品質目標）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 加工事業者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 加工事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 加工事業者は、第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（加工施設に対する検査試験）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 加工事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の実施に係るプロ</p>	<p>（品質目標）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 加工事業者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 加工事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 加工事業者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（加工施設に対する検査試験）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 加工事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の実施に係</p>

3
く6 (略)
セスの適切な段階において行わなければならない。

3
く6 (略)
るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

改正案	現行
<p>（加工施設内における溢水による損傷の防止）</p> <p>第十条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第十二条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ （略）</p>	<p>（加工施設内における溢水による損傷の防止）</p> <p>第十条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第十二条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ （略）</p>

○ 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）（第四十二条関係）

改正案	現行
<p>（溢水による損傷の防止等）</p> <p>第九条 安全施設は、試験研究用等原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（一次冷却系統設備）</p> <p>第五十五条 （略）</p> <p>2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバールガス等のバウンダリを構成する機器を設けなければならない。</p> <p>一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加、熱及び内圧によるクリーブ歪み、膨張による熱応力その他の原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバールガス等のバウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとし、かつ、ナトリウムにより腐食するおそれがないものとする。</p> <p>二五 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（溢水による損傷の防止等）</p> <p>第九条 安全施設は、試験研究用等原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（一次冷却系統設備）</p> <p>第五十五条 （略）</p> <p>2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバールガス等のバウンダリを構成する機器を設けなければならない。</p> <p>一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加、熱及び内圧によるクリーブ歪み、膨張による熱応力その他の原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバールガス等のバウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとし、かつ、ナトリウムにより腐食するおそれがないものとする。</p> <p>二五 （略）</p> <p>3 （略）</p>

○ 試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十二号）（第四十三条関係）

改正案	現行
<p>（品質目標）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 試験研究用等原子炉設置者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 試験研究用等原子炉設置者は、第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（試験研究用等原子炉施設に対する検査試験）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第二号に規定する手順書に従つて、個別業務計</p>	<p>（品質目標）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 試験研究用等原子炉設置者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 試験研究用等原子炉設置者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（試験研究用等原子炉施設に対する検査試験）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従つて、個別</p>

3
く 6 (略)
。実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない

3
く 6 (略)
業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

○ 試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号）（第四十四条 関係）

改正案	現行
<p>（安全設備） 第十六条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。</p> <p>四 六 （略）</p> <p>（溢水による損傷の防止） 第十七条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものではない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（廃棄物処理設備） 第三十三条 （略）</p> <p>2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物はその受け口に導かれる構造で</p>	<p>（安全設備） 第十六条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。</p> <p>四 六 （略）</p> <p>（溢水による損傷の防止） 第十七条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものではない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（廃棄物処理設備） 第三十三条 （略）</p> <p>2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物はその受け口に導かれる構造で</p>

あり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰（せき）が設けられていること。

三 施設外に通じる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰（せき）が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

あり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰（せき）が設けられていること。

三 施設外に通じる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰（せき）が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

○ 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号）（第四十五条関係）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「金属キャスク」とは、健全性を確保した使用済燃料を運搬し、及び貯蔵するための金属製の乾式キャスクであつて、当該キャスクに不活性ガスを充填して使用済燃料を封入するものをいう。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(使用済燃料の受入施設) 第十六条 使用済燃料貯蔵施設には、使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れ時において基本的安全機能を確保することができるとができる使用済燃料の受入施設を設けなければならない。</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「金属キャスク」とは、健全性を確保した使用済燃料を運搬し、及び貯蔵するための金属製の乾式キャスクであつて、当該キャスクに不活性ガスを充てんして使用済燃料を封入するものをいう。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(使用済燃料の受入れ施設) 第十六条 使用済燃料貯蔵施設には、使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れ時において基本的安全機能を確保することができるとができる使用済燃料の受入れ施設を設けなければならない。</p>

○ 使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十五号）（第四十六条関係）

改正案	現行
<p>（品質目標）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 使用済燃料貯蔵事業者は、第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（使用済燃料貯蔵施設に対する検査試験）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の実施</p>	<p>（品質目標）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 使用済燃料貯蔵事業者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（使用済燃料貯蔵施設に対する検査試験）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従つて、個別業務</p>

3
6
(略)
に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

3
6
(略)
い。の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

○ 使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十六号）（第四十七条関係）

改正案	現行
<p>（閉じ込めの機能） 第十三条 使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う施設の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りではない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>第十八条 （略） （搬送設備及び受入れ設備）</p>	<p>（閉じ込めの機能） 第十三条 使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う施設の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りではない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>第十八条 （略） （搬送設備及び受入れ設備）</p>

○ 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）（第四十八条関係）

改正案	現行
<p>（溢水による損傷の防止） 第十一条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>（使用済燃料の貯蔵施設等） 第十七条 再処理施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料の受入施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び貯蔵施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（溢水による損傷の防止） 第十一条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>（使用済燃料の貯蔵施設等） 第十七条 再処理施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料の受入施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び貯蔵施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十八号）（第四十九条関係）

改正案	現行
<p>（品質目標） 第十一条（略） 2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認） 第四十条（略） 2 再処理事業者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならない。 3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定） 第四十九条（略） 2 再処理事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。 3 再処理事業者は、第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（再処理施設に対する検査試験） 第五十条（略） 2 再処理事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十条九条第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の実施に係るプ</p>	<p>（品質目標） 第十一条（略） 2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認） 第四十条（略） 2 再処理事業者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならない。 3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定） 第四十九条（略） 2 再処理事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。 3 再処理事業者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（再処理施設に対する検査試験） 第五十条（略） 2 再処理事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十条九条第一項第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の実施に</p>

3
く6 (略)
ロセスの適切な段階において行わなければならない。

3
く6 (略)
係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

○ 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）（第五十条関係）

改正案	現行
<p>（廃止措置中の再処理施設）</p> <p>第二条の二 法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（再処理規則第十九条の五第一項第五号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。</p> <p>（再処理施設内における溢水による損傷の防止）</p> <p>第十条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第十三条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外</p>	<p>（廃止措置中の再処理施設）</p> <p>第二条の二 法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（再処理規則第十九条の五第一項第五号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。</p> <p>（再処理施設内における溢水による損傷の防止）</p> <p>第十条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第十三条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外</p>

に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ (略)

(使用済燃料の貯蔵施設等)

第二十一条 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによらなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ (略)

(使用済燃料の貯蔵施設等)

第二十一条 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによらなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

○ 特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十二号）（第五十一条関係）

改正案	現行
<p>（品質目標）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならぬ。</p> <p>3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（特定廃棄物管理施設に対する検査試験）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の実施に係</p>	<p>（品質目標）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によつて実証しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（プロセスの監視測定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>（特定廃棄物管理施設に対する検査試験）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 廃棄物管理事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の実</p>

3
く 6 (略)
るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

3
く 6 (略)
施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

○ 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十三号）（第五十二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第十一条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>（受入れ施設又は管理施設）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>（放射線管理施設）</p> <p>第二十条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。</p>	<p>（閉じ込めの機能）</p> <p>第十一条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>（受入れ施設又は管理施設）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>（放射線管理施設）</p> <p>第二十条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。</p>

2
一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率
二五 (略)

2
一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率
二五 (略)

○ 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号）（第五十三条関係）

改正案	現行
<p>（立入りの防止） 第五条（略）</p> <p>（溢水による損傷の防止） 第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>（立ち入りの防止） 第五条（略）</p> <p>（溢水による損傷の防止） 第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>